

東南アジア学会会報

2023年6月

第118号

目次

新会長就任挨拶	3
第30期運営体制	5
第104回大会会員総会摘録	6
第29期第6回理事会摘録	9
第29期第7回理事会摘録	12
第20回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告	15
第30期選任理事の選挙に関する報告	16
第30期理事予定者会合摘録	16
2021年度東南アジア学会会計決算報告	18
2023年度東南アジア学会予算案(一般)	21

第104回研究大会報告

<自由研究発表>

インド北東部マニプル州南東部チャンデル県における「ナガ」の自己定義	村上 武則	23
1890-1912年のイギリスによるセランゴール・クアラルンプールの華人支配に見る植民地統治の様相： 華人リーダー層と植民地行政との関わりを中心として	黄 穎康	23
ブミプトラの履歴書：植民地期インドネシアにみる「原住民」概念の生成とその変容	加藤 剛	24
タイの福祉社会構築における専門職ソーシャルワーカーの役割	江藤 双恵	25
ラオスの国内労働移動が小規模農民の暮らしに与える影響： 中国投資のバナナ農園への出稼ぎ労働者家族の事例から	東 智美	26
東南アジアにおけるハラール認証制度の発展と日本のハラールサービスのあり方	大形 里美	27
宗教的規範の歴史的偶然性：マレーシアのイスラーム銀行における地域的な実践	北村 秀樹	28
タイのイスラーム カナ・カオとカナ・マイについての小考	柴山 信二郎	28
タイ国の中国系土地神：その中間報告	片岡 樹	29
マングローブ・科学・共産党：1930年代のバクリウ省、マングローブ保留林から	鈴木 伸二	30
ジャワ医事奉公会と薬草活用委員会：学知と職能のコープテーション	小林 和夫	31
ポスト・スハルト期インドネシアにおける少年司法改革の展開： 2012年少年刑事司法制度法の法案審議議事録の分析から	神内 陽子	32
反メディアポピュリズムとシンガポールにおける虚偽情報・情報操作規制	井原 伸浩	32
1920年代から1930年代後半にかけてのフィリピン・ミンダナオ島入植計画とその展開： ミンダナオ行政に関わったフィリピン人テクノクラートに注目して	鈴木 伸隆	33
フィリピンにおけるウラマーの役割：1940-60年代のマッカ留学と『回想録』を通じて	丸山 実紗	34
1920年代ムハマディヤの組織拡大：イスラーム同盟との連携と確執	小林 寧子	35
〈大会シンポジウム趣旨文〉アンソニー・リード著『世界史のなかの東南アジア』日本語版刊行記念シンポジウム 「全体史を通じた総合と対話の試み：新しい通史と翻訳の問題をめぐって」> (企画立案：長田紀之、太田淳、今村真央)		36

短報

東南アジア華人によるサイノフォン国際シンポジウムの日本開催	舛谷 鋭	38
《特集》ポスト・コロナのフィールドワーク事情		
ポスト・コロナの現地レポート—インドネシア現地調査より	中野 真備	38
コロナ禍とクーデター後のタイ-ミャンマー国境の町	渡辺 彩加	40

地区活動報告	42
新入会員・住所変更など	44
事務局より	48

新会長就任挨拶

会長 長津一史

第 29 期の岩井美佐紀会長からバトンを受け継ぎ、第 30 期の会長を務めることになりました。歴史ある本学会の会長に理事会でご推挙いただいたことは、まさに青天の霹靂であり、正直、逡巡もいたしました。しかし、歴代会員の皆さまから賜ってきた約 30 年にわたる学恩に微力ながらも報いることができればと思ひ、同職をお引き受けしたしだいです。

過去 10 年ほどのあいだ、本学会は数多の改革に取り組んでまいりました。直近の 3 期だけを見ても、27 期には「大会の年一回化を含む学会活性化に関する理事会提言」通称「パッケージ案」を策定、28 期に実施、同じ 28 期には「学会活性化に伴う学会運営の業務分担に関するワーキンググループ」により運営体制を見直し、28 期から 29 期にかけては新型コロナ禍で例会・大会にオンライン方式を導入しました。また、27 期には第 100 回研究大会の節目を飾る国際シンポジウムを開催し、29 期には第 50 号の会誌を刊行いたしました。大学等での業務がかつてないほどに忙しさを増すなか、各期の会長、理事・委員・監事、会員が、無私で、改革や企画の実施にご尽力されてきたことに、深く感謝の意を表します。

いま述べた激動の期に比べれば、今期は、比較的、平穏な期といえるかもしれません。そうした 30 期では、これまでの改革を着実に進めつつも同時にその成果や問題をしっかりと見直し、さらに次世代への継承を強く意識して学会運営に取り組んでまいります。

従来どおり研究大会と会誌の充実に努めることは、いうまでもありません。これに加え、今期の課題として次の三点を挙げさせていただきます。

第一は、学会を時代に即したより健全なアカデミアとして運営していくことです。本学会は、2010 年に声明「ハラスメントのない学会をめざして」を公表しました。あらためてその精神を尊び、会員が互いに敬意を払い、若手や新会員

が気軽に参加できるフラットで開かれた学会の雰囲気を守り、さらに改善していくことは、何より優先すべき課題といえるでしょう。そうした雰囲気づくりこそが、学会の活性化や次世代研究者のエンパワメントにつながり、東南アジア研究の発展にも結びつくと信じています。

第二は、具体的な活動に関わることとして、上記「パッケージ案」のもとで始まった「研究集会」を会員により身近で魅力的なものにしていくことです。この方針を念頭に、今期は大会理事を 4 人から 5 人に増やし、そのうちひとりに同集会を担当していただくことになりました。現時点ですでに力のこもった企画が進められています。幅広い世代、多様な分野からの挑戦を歓迎いたします。会員の皆さまには、成果を披露する場、構想を広げる場として研究集会をご活用いただきたくお願い申し上げます。

第三は、ポスト・パンデミック状況をみすえて地区例会のスタイルを作り直していくことです。新型コロナ禍の 3 年間でわたしたちは、オンライン研究会の利点を身をもって知りました。オンライン研究会では、居場所に拘束されることなく、発表者は報告をおこない、参加者はそれを聞き、質問、コメントすることができます。会場設営や資料配付の手間も不要になりました。他方、対面での研究会では、参加者は互いの顔をみながら対話をし、直接の交流を通じてネットワークを広げ、さらにフィールドの生きた情報や発展途上のアイディア、研究の余白におかれたワクワクする経験等を自由に語りあうことができます。昨年末、東京外国語大学において久々に対面で開催された研究大会では、それがいかに貴重な知的交流の機会であるのかをあらためて実感しました（大会実行委員の皆さまに深く感謝いたします）。

こうしたオンラインと対面それぞれの利点を勘案し、今後は、ハイフレックス型の地区例会も開催していきたいと思っています。もちろん、実際のやり方は、担当される理事や委員の方々と相談のうえ柔軟に検討してまいります。地区例会は本学会の土台を支える重要な役割を担っています。学会の活性化を図るうえでの鍵でもあります。例会担当の理事・委員、そして各地

区の会員の皆さまには、どうぞご助言とご協力をいただければ幸甚です。

上記三点の他、ディシプリンや属性の面での会員の多様化をサポートすること、NPO等アカデミズム以外の領域で活動する人たちとの協働を進めること、海外の機関や研究者との連携を通じて学会のグローバル化を促すこと、歴史教育における高大連携を緊密化し未来世代に東南アジア研究の魅力を伝えていくこと、ジェンダーに配慮した学会環境を整備していくこと等、従来から提議されてきた課題にも継続して取り組んでまいります。会員の皆さまには、温かいご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

第 30 期運営体制 (敬称略)

※2023 年 6 月 14 日現在

会長	長津 一史	北海道・東北地区担当委員	小金丸 美恵 岩澤 孝子、西田 昌之 西川 慧
総務担当理事	長田 紀之	関東地区担当委員	松浦 史明、川邊 徹 加藤久美子(上智大学)
会計担当理事	増原 綾子	中部地区担当委員	矢野 順子
大会担当理事	池田 一人、太田 淳 津田 浩司、石井 正子 岡本 正明	関西地区担当委員	宮脇 聡史、菊池 泰平、 師田 史子
編集担当理事	貞好 康志、片岡 樹 西 芳実、見市 建	中国・四国地区担当委員	河野 佳春、島上 宗子 生方 史数
学術渉外担当理事	山本 博之	九州地区担当委員	山口 裕子
教育・社会連携担当理事	菊池 陽子	ハラスメント防止委員会	伊藤 未帆、川島 緑 村上 忠良
情報担当理事	岩月 純一		
北海道・東北地区担当理事	佐久間 香子		
関東地区担当理事	丸井 雅子		
中部地区担当理事	小座野 八光		
関西地区担当理事	菅原 由美		
中国・四国地区担当理事	関 恒樹		
九州地区担当理事	篠崎 香織		
理事(会長代行)	岩井 美佐紀		
理事(ハラスメント防止委員会)	青山 亨 伊藤 友美		
監事	伊東 利勝 小林 寧子		
総務担当委員	下條 尚志、小田 なら 和田 理寛、藤村 瞳 南波 聖太郎		
編集担当委員	新谷 春乃、中野 真備 渡邊 暁子、坪井 祐司 櫻田 智恵、北澤 直宏		
大会担当委員	鈴木 佑記、加藤 敦典 今村 真央		
学術渉外担当委員	岡田 雅志、日下 渉 外山 文子		
情報担当委員	大泉 さやか 小泉 佑介		

第104回大会会員総会摘録

日時 2022年12月10日(土) 16:00~17:00
 場所 東京外国語大学(対面を重視した、ハイブリッド開催)
 出席 会員113名(うち対面参加75名、オンライン参加38名)

0. 議長選出(総務)

- ・田畑幸嗣会員が議長に選出された。

1. 報告事項

(1) 会長(岩井)

- ・学会の活性化の為に考案された研究集会の実施を、担当理事らに働きかけて進めた。

(2) 総務(小林)

- ・会員動向について報告する。2022年12月6日時点の会員数は571名で、うち正会員508名、学生会員63名である。会員数は、今年の同時期より5名増加した。
- ・2021年度と2022年度の2年続けて会費を未納で、2023年1月に会員資格を喪失する可能性がある会員数は約40名である。
- ・会報116号を5月に、117号を11月末に発行した。短報の執筆など、会員にご協力いただいた。
- ・2年連続して会費が未納で会員資格を喪失した方の資格回復方法について、学会HPに案内を掲載した。

(3) 会計(柿崎)

- ・研究大会の期間中は、会費納付状況についての問い合わせを受け付けている。

(4) 大会(貞好・下條・津田)

- ・2022年6月10日付けのメーリングリストで、研究集会の公募を会員に周知した。それを受けて、2021年12月に日本語訳が刊行されたアンソニー・リード著『世界史のなかの東南アジア』を取り上げ、著者を日本に招いて国際シンポジウムを実施する研究集会の提案が会員から寄せられ、準備を進めた。しかし、

著者のアンソニー・リード氏が一身上の都合で来日をキャンセルせざるを得なくなったため、研究集会は取りやめになった。ただし、日本語で実施する計画だった書評フォーラムの部分については、第104回研究大会のシンポジウムに場所を変えて、実施することになった。

- ・第104回研究大会を、東京外国語大学で実施している。東京外国語大学の国際関係研究所との共催とすることで、ハイブリッド開催のための設備使用などに手厚いサポートを受けている。事前の参加申し込みは、オンラインが128名、対面が123名、未定が1名であった。本日の実際の参加状況は、オンラインが70名程度、対面が107名となっている。

(5) 編集(片岡)

- ・会誌第51号を刊行した。
- ・会誌52号の編集作業を進めている。論文・研究ノートの5本と、新刊紹介・書評16本の投稿を受けている。

(6) 学術渉外(速水)

- ・地域研究コンソーシアム(JCAS)は、今年度から事務局が東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所から北海道大学スラブユーラシア研究所に移った。今年度の活動として、8月10日と10月20日にシンポジウム「地域の総合知」を開催した。年次集会は、11月19日に岐阜女子大学でハイブリッド開催された。
- ・地域研究学会連絡協議会(JCASA)は、年次総会を12月24日に開催する。また本日、ロシアのウクライナ侵攻に関する学術フォーラム「地球規模のリスクに立ち向かう地域研究」を、日本学術会議の講堂を会場としてハイブリッドで開催している。
- ・東方学会と、東洋学アジア研究連絡評議会によるシンポジウム「近未来の東洋学・アジア研究」が12月3日に実施された。
- ・SEASIA(アジアにおける東南アジア研究コンソーシアム)の第4回大会が、2022年6月9~11日にジャカルタで開催された。
- ・人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡

会 (GEAHSS) は、2022 年 3 月 27 日に公開シンポジウム「ジェンダー平等をいかに基礎づけるか 異分野間対話」を行った。次の公開シンポジウムが、2023 年 3 月 26 日に「人文社会科学系学協会・大学におけるジェンダー平等の現状と課題」としてオンラインで開かれる。詳細が分かり次第周知する。

- ・日本学術会議の「未来の学術振興構想」に「人類史 総合研究体制の構築」を申請する海部陽介氏 (東京大学博物館) から、趣旨への賛同・協力について学会に問い合わせがあり、理事会で審議した後に賛同の旨を連絡した。
- ・日本学術会議に対して、内閣府が 12 月 8 日に「政府方針」を発表した。学術会議に関する将来の法改正の見通しに触れている。日本学術会議のウェブサイトで閲覧が可能であるので、学術会議の独立性などに関心のある会員は確認されたい。

(7) 教育・社会連携 (菊池)

- ・新学習指導要領を踏まえて今年度から高校で始まった新科目「歴史総合」・「地理総合」の学習内容と、本学会の教育連携を考えて、その学習に役立つキーワードの提供を会員へ依頼している。引き続きご協力をお願いしたい。
- ・高校や社会との連携の実践やアイデアがあれば、教育・社会連携担当まで連絡いただきたい。

(8) 情報 (清水)

- ・メーリングリストとウェブサイトの更新作業を行っている。会報のダウンロードページの作成も行っている。
- ・メーリングリストへの投稿に、添付ファイルが利用できるよう設定を変更した。現在は、1~3 メガバイトを上限に、必要であればファイル添付の機能を利用できる。
- ・メーリングリストのメールがうまく配信されない場合は、メーリングリストに送信元のアドレスが登録されているかどうかをまず確認していただき、それでもだめな場合は事務局に連絡して欲しい。大学のメールアドレスを Gmail に転送して利用している場合、Gmail の

セキュリティ規約の影響で届かないことがある。その場合は、Gmail のアドレスをメーリングリストに登録してほしい。

(9) 各地区

①北海道・東北 (岩澤)

- ・特になし。

②関東 (丸井)

- ・地区担当理事は 2022 年も、オンライン例会を中心に、担当する地区を越えて全員で協力して運営を行った。合計 6 回、主にオンラインで例会を実施した。
- ・2022 年 3 月 12 日にオンラインで実施した「修論・博論発表会」は、発表者を会員に限定せずに募集を行った。12 本の修論・博論構想について発表があり、盛会だった。

③中部 (小座野)

- ・2022 年 12 月 16 日 (金) の 18 時半から、インドネシア研究関連のオンライン例会を計画している。中部地区が愛知県立大学との共催で実施する。

④関西 (菅原)

- ・オンライン例会を全体で協力して実施してきた。
- ・今年のオンライン例会では、学生の発表者を探すことが難しかった。発表者の候補となる学生を紹介していただくなど、引き続き会員にご協力をお願いしたい。

⑤中国・四国 (菅谷)

- ・オンライン例会の実施に、地区を越えて協力した。

⑥九州 (篠崎)

- ・オンライン例会の開催に協力した。
- ・5 月のオンライン例会「多宗教社会におけるイスラム的正しさの模索」は、九州地区の企画として実施した。60 名近い参加者を得て、盛会であった。

(10) ハラスメント防止 (青山)

- ・今年度の相談はなかった。
- ・ハラスメントの防止に向けた啓発資料の作成を進めており、次期には完成させて、会員に報告したい。

(11) その他

- ・特になし。

2. 審議事項

(1) 30期運営体制について

- ・第30期理事選挙管理委員会の岩月純一委員長より理事選挙の経過・結果とともに、18名の選任理事の氏名が報告された。続いて10月23日の理事予定者会合の議長を務めた青山亨会員が、次期会長候補者として長津一史会員が選出されたことを報告し、承認された。
- ・長津一史次期会長から、(1) ハラスメントのないオープンで個々の会員が活動しやすい学会活動の継続、(2) 研究集会の活性化、(3) オンライン形式と対面形式を効果的に組み合わせたポストコロナ時代の運営の模索、(4) 留学生の参加の促進といった第30期の学会運営に関する抱負が述べられた。
- ・長津一史次期会長より、岩月純一会員、伊藤友美会員、小座野八光会員、佐久間香子会員、関恒樹会員の5名を任命理事とする、第30期の運営体制が次のように提案され、承認された。長津一史（会長）、長田紀之（総務）、増原綾子（会計）、池田一人、太田淳、津田浩司、石井正子、岡本正明（大会）、貞好康志、片岡樹、西芳実、見市健（編集）、山本博之（学術渉外）、菊池陽子（教育・社会連携）、岩月純一（情報）、佐久間香子（北海道・東北）、丸井雅子（関東）、小座野八光（中部）、菅原由美（関西）、関恒樹（中国・四国）、篠崎香織（九州）、岩井美佐紀（会長代行）、青山亨、伊藤友美（ハラスメント防止）。
- ・長津一史次期会長より、伊東利勝会員、小林寧子会員を監事とする提案がなされ、承認された。

(2) 2021年度決算について

- ・柿崎会計担当理事より、配布資料をもとに2021年度の決算報告が行われた。続いて寺田勇文監事より監査結果報告が行われ、承認された。

(3) 2023年度予算案について

- ・柿崎会計担当理事より、来年度の予算案について配布資料をもとに説明がなされ、原案通り承認された。

(4) 第105回研究大会について

- ・岩井会長より、105回研究大会を筑波大学で開催することが、12月上旬の土日で時期を調整中であることと合わせて提案され、承認された。

(5) その他

- ・特になし。

以上

第 29 期第 6 回理事会摘録

日時 2022 年 10 月 23 日 (日) 14:00~16:00

場所 Zoom オンラインミーティング

出席 青山亨、伊藤友美、岩井美佐紀、岩澤孝子、柿崎一郎、片岡樹、菊池陽子、小座野八光、小島敬裕、小林知、貞好康志、清水政明、下條尚志、菅原由美、津田浩司、土佐桂子、根本敬、丸井雅子、見市建

委任状 東賢太朗、篠崎香織、菅谷成子、速水洋子

0. 定足数の確認

- ・出席者 19 名で定足数 (16 名) を満たしていることが確認された。

1. 報告事項

(1) 会長 (岩井)

- ・第 20 回東南アジア史学会賞の審査について、選考委員会から、今年度は該当者なしとの報告を受けた。
- ・第 30 期理事選挙について、選挙管理委員会から結果の報告を受けて、理事予定者会合を招集した。

(2) 総務 (小林)

- ・会報 117 号を編集中である。11 月中に公開の予定である。

(3) 会計 (柿崎)

- ・特になし。

(4) 大会 (下條)

- ・研究集会の公募を、6 月 10 日から 7 月 20 日にかけて行った。学会メーリングリストと HP 上で広報した。しかし、応募は 1 件もなかった。
- ・以上を受けて、大会担当理事・委員で協議し、昨年度日本語の翻訳が刊行されたアンソニー・リード氏の著書『世界史のなかの東南アジア』の日本語の書評フォーラムを、研究集会として 11 月 3 日に実施するよう計画した。しかし、同企画が、最終的に第 104 回研究

大会の 2 日目に行うシンポジウムの一部になったことから、研究集会を中止し、実施しなかった。

(5) 編集 (片岡)

- ・学会誌 52 号の編集作業を進めている。9 月末に原稿を締め切り、5 点の投稿を受け付けた。書評については 16 点を取り上げて執筆依頼を行った。

(6) 学術渉外 (速水欠席、小林代読)

- ・地域研究コンソーシアム (JCAS) が、ウェビナー「地域の知シンポジウム」として、8 月 10 日に「コロナとつきあう：ウィズ・コロナ期の地域研究」、10 月 20 日に「ロシアのウクライナ侵攻と地域研究：複眼的な視点からの再検討」を実施することを、メーリングリストを通じて会員に知らせた。JCAS の年次集会は、11 月 19 日に義務女子大学にてハイブリッドで開催される。
- ・地域研究学会連絡協議会 (JCASA) は、フォーラム「地球規模のリスクに立ち向かう」を、日本学術会議と共催で準備している。ウクライナ侵攻をトピックに、12 月 10 日にオンラインで実施される見込みで、詳細は後日メーリングリストでお知らせする。

(7) 教育・社会連携 (菊池)

- ・高校の新学術指導要領の科目「歴史総合」に関して、それを教える教員の助けとなる史資料に関する各種の情報を学会として作成する提案を 9 月にメーリングリストを通して会員に対して周知し、協力を呼びかけた。会員による情報の提供について、メーリングリストで再度の依頼を行う予定である。

(8) 情報 (清水)

- ・学会ウェブページと学会メーリングリストの管理と情報の更新を行っている。
- ・学会のメーリングリスト上で添付ファイルを使用可能にするための、試験運用を行っている。
- ・オンライン地区例会などで使用する Zoom の

アカウント契約を6月に更新した。

- ・学会メンバーリストについて、一部の会員にメールが届かない問題が生じていると指摘を受けた。登録メールアドレスから Gmail に転送設定を行っている場合が問題のようで、Google 側や各大学のセキュリティポリシーとの関連を中心に原因を探っている。

(9) 各地区

①北海道・東北（岩澤）

- ・9月のオンライン例会では司会を担当した。

②関東（丸井）

- ・他地区の地区例会担当理事と協力して、6月、7月、9月にオンライン例会を実施した。
- ・7月の例会は、上智大学アジア文化研究所および東南アジア考古学会の例会と共催の形をとり、ハイブリッド形式で実施した。
- ・今後は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を注視しつつ、対面式の地区例会の開催も検討したい。

③中部（小座野）

- ・6月のオンライン例会は、発表者が中部地区の関係者であったため、司会などを担当した。
- ・12月に、愛知県立大学との共催で、インドネシア関係のトピックを取り上げた地区例会を実施する予定である。

④関西（菅原）

- ・他地区の理事と協力してオンライン地区例会を実施している。
- ・地区例会での発表者が、募集してもなかなか集まらない。その原因と対策について今後考える必要がある。

⑤中部・四国（菅谷欠席、小林代読）

- ・特になし。

⑥九州（篠崎欠席、小林代読）

- ・特になし。

(10) ハラスメント防止（青山）

- ・ハラスメント防止の啓発活動について、理事と委員で相談を行っている。

2. 審議事項

(1) 学会賞選考委員会からの申し入れについて

- ・岩井会長より、第20回東南アジア史学会賞選考委員会より、東南アジア史学会賞規程の第二条「この賞は、東南アジア学会がわが国の東南アジア史学に従事する少壮研究者の業績を顕彰して、その研究を奨励し、斯学の発展に資することを目的とする」にある、「少壮研究者」の定義について、学会側が何らかの基準を示す必要があるのではないかという提起があったことが説明され、過去の理事会の記録を参考に、年齢または博士号取得後の年数による定義をもうける案などについて、意見交換を行った。審議の後、次回理事会においても一度取り上げることが提案され、承認された。

(2) 第104回研究大会について

- ・津田大会担当理事より、第104回研究大会のプログラムおよび参加登録の方法、会場校の東京外国語大学の指針に従った新型コロナウイルス感染症対策をとること、配付資料は事前に参加者が各自でダウンロードして持参するよう案内して会場には用意しないことなどが提案され、審議の結果、承認された。
- ・貞好大会担当理事より、研究大会2日目のシンポジウムについて、アンソニー・リード氏を日本に招へいして行う当初の方針がご本人の体調の問題で変更を余儀なくされたことが説明され、シンポジウムを午前と午後に分け、午前の第一部でアンソニー・リード氏の著書『世界史のなかの東南アジア』の書評フォーラムを日本語で行い、午後の第二部は東南アジア研究における翻訳の問題を広く取り上げたパネルディスカッションを行うことが提案され、審議の後、承認された。
- ・下條大会担当理事より、今回の研究大会では、

対面参加の会員が希望する場合に加えて、対面を重視したハイブリッド形式の研究大会の開催のために欠かせない、会場のパソコンやカメラ、インターネット接続などの使用をサポートする技術スタッフなどの非会員の大会関係者についても、希望した場合には、託児施設利用の経費補助を行うことが提案され、審議の後、承認された。

- ・柿崎会計担当理事より、今回の研究大会では、新型コロナウイルス感染症の拡大以前に対面式の研究大会が開催された際に行われていた会場での年会費の納入受付を実施しないことを、学会の会計作業の効率化を目指す視点から試行することが提案され、審議の後、承認された。

(3) 研究大会の会場施設について

- ・岩井会長より、研究大会の会場校を引き受ける可能性を任意の大学の所属会員へ打診する際、研究大会実施時の大学内の教室の使用に、借り上げ費が必要とされるケースが多いことが報告され、今後はその求めに応じて相応の施設使用料を研究大会開催の予算案に計上することが提案され、審議の後、承認された。審議のなかでは、研究大会実施の際の施設使用料に充てるため、学会費とは別に、大会参加費を参加者から徴収する案も示されたが、次期以降の理事会に要検討事項として引き継ぐこととされた。

(4) その他

- ・特になし。
- ・次回の第 7 回理事会は、第 104 回研究大会の前日である 2022 年 12 月 9 日（金）の夜にオンラインで開催する。

第29期 第7回理事会摘録

日時 2022年12月8日(木) 19:00~20:30

場所 Zoom オンラインミーティング

出席 青山亨、伊藤友美、岩井美佐紀、柿崎一郎、片岡樹、菊池陽子、小座野八光、小島敬裕、小林知、貞好康志、清水政明、篠崎香織、下條尚志、菅原由美、津田浩司、土佐桂子、速水洋子、丸井雅子

委任状 岩澤孝子、東賢太郎、菅谷成子(委任状)、根本敬、見市健(委任状)

0. 定足数の確認

- ・出席者18名で定足数(16名)を満たしていることが確認された。

1. 報告事項

(1) 会長(岩井)

- ・特になし

(2) 総務(小林)

- ・最新の会員動向は、会員数571名、うち学生会員が63名である。1年前(会員566名、学生会員57名)よりも増加している。
- ・会報117号を11月末に公開した。
- ・前回の理事会での要請をうけて、2年連続で会費を未納し、資格停止となった会員が、再び資格を復活させるための手続きについての案内を学会HPに掲載した。

(3) 会計(柿崎)

- ・今期の立替払いの精算の要求は今月中にお願いしたい。

(4) 大会(津田)

- ・第104回研究大会の準備を会場校の東京外国語大学の会員と協力して進めている。研究大会は、東京外国語大学国際関係研究所と共催の形をとる。それにより、会場使用料が節減され、ハイブリッド開催に必要な会場のデジタル機器の使用にサポートが得られる。事前参加登録者数は会員が226名、非会員(共催関係者)が1名である。また、シンポジウム

(非会員)に22名の方が申し込んでいる。参加方法はオンライン参加が125名、対面参加が123名、未定が1名である。

- ・前日の午前中に事前登録者に案内をメールで配信する。案内には、Zoom接続情報、配布資料を格納したグーグルドライブのURL情報、会場周辺のランチ情報を含める。非会員には総会のZoom接続情報は案内しない。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に関する対策として、当日急に会場参加する方には受付で名前を書いていただく。必要に応じて、事前の登録者と合わせて対面参加者の情報とし、会場校と共有する。
- ・総会の資料も、研究発表の資料と同様、デジタルデータをクラウドで共有し、会員に利用していただく。ハードコピーは会場に用意しない。

(5) 編集(片岡)

- ・学会誌52号の編集中である。論文と研究ノートを5点、書評・新刊紹介については16点の編集作業を進めている。

(6) 学術渉外(速水)

- ・地域研究コンソーシアム(JCAS)の年次集会在11月19日に実施された。今年は、東南アジア研究に関連した受賞はなかった。
- ・地域研究学会連絡協議会(JCASA)は、日本学術会議と共催で、オンライン学術フォーラム「地球規模のリスクに立ち向かう地域研究」を12月10日にオンラインで開催予定である。ウクライナ侵攻がトピックである。地域研究学会連絡協議会(JCASA)の年次集会在、12月24日にオンライン開催される。
- ・東洋学・アジア研究連絡協議会のシンポジウム「近未来の東洋学・アジア研究」が12月3日に開催、同じ日に総会も実施された。
- ・日本学術会議の「未来の学術振興構想」に、東京大学総合博物館の海部陽介先生が「人類史 総合研究体制の建築」というプロジェクトを申請した。それに対する賛同の表明を学会に問われたため、理事会メールグループで話題にしたところ、岩井会長らから賛同の意

見を頂いた。そこで、東南アジア学会としても賛同と連絡した。

- ・日本学術会議の役割と将来像をめぐって、内閣府と日本学術会議の間で交渉が続いているので、総会では最近の進捗について報告する。

(7) 教育・社会連携（菊池）

- ・新学術指導要領を踏まえた高校の科目「歴史総合」に関して、それを教える教員の助けとなる史資料に関する各種情報を学会としてまとめる提案をして、会員に協力を呼びかけている。その情報提供の締め切りを延期して、次期にも引き続き呼びかける。次期の教育・社会連携担当理事と協力して行う。

(8) 情報（清水）

- ・学会ウェブページと学会メーリングリストの管理と情報の更新を行っている。学会ウェブページについては、いただいた意見を参考に修正・調整を重ねている。
- ・研究大会のプログラムのアップロード、会報のダウンロードページの作成を行った。

(9) 各地区

①北海道・東北（岩澤欠席）

- ・特になし。

②関東（丸井）

- ・特になし。

③中部（小座野）

- ・12月16日（金）午後6～8時に、地区例会を、愛知県立大学の東南アジア関連の企画と共催で行う予定である。メールで会員に周知済みである。

④関西（菅原）

- ・特になし。

⑤中部・四国（菅谷欠席）

- ・特になし。

⑥九州（篠崎）

- ・特になし。

(10) ハラスメント防止（青山）

- ・ハラスメント防止の啓発活動について、理事と委員で相談を行っている。

2. 審議事項

(1) 2023 年度予算案

- ・柿崎会計担当理事より、2023 年度予算案について説明があり、審議を行った。会費収入は、11 月末時点の会員数の 9 割が納入すると仮定して、3,973,000 円とした。会費外収入は、今年度の実績を踏まえて会誌販売による 300,000 円と広告料 5 万円で、合わせて 35 万円とした。よって、収入の合計は 4,323,000 円である。
- ・支出については、岩井会長から来年の研究大会は会場校で会場賃借経費が生じる見込みと教えられたので、例年より多い 60 万円を研究大会開催経費として計上した。来年度は理事選挙がなく、名簿印刷費も少額におさまるので、対応できる。その他の項目は、2021 年度、2022 年度の実績を参考に、ほぼ例年通りの予算額である。それらの通常事業費の合計は 4,023,000 円であり、さらに理事会開催費を例年通り 30 万円立てることで、上述の収入額と均衡する支出案となった。
- ・審議では、研究集会の開催経費をどの項目に含めて考えるのかという点で意見交換が行われ、従来は研究大会開催経費としてきた項目の名称を、2023 年度予算では研究大会・研究集会開催経費と改めることが提案された。その後、収入と支出の金額は妥当と判断され、予算案が承認された。

(2) 第 105 回研究大会について

- ・岩井会長より、第 105 回研究大会を、2023 年 12 月に筑波大学で実施することが提案された。筑波大学に所属する会員から、会場とする教室の利用に賃料が発生するという情報を得たため、2023 年度予算案の研究大会開催経

費を従来より増額させるよう会計担当理事に依頼した。来年度の新型コロナウイルス感染拡大の状況は見通せないが、ハイブリッド型の開催には会場施設側の準備上の困難が大きいため、対面式の開催を想定していることも説明され、審議の後、承認された。

(3) 学会賞選考委員会からの申し入れについて
(前回から継続審議)

- ・小林総務担当理事より、前回理事会で継続審議とした東南アジア学会賞の候補者に関する「少壮研究者」という用語の定義について、過去の対応事例を精査した上で、「学会賞選考委員会の申し入れに対する応答」という報告書を岩井会長と小林総務担当理事で作成し、選考委員会に送ったことが説明された。その上で、「少壮研究者」の定義の決め方やその内容についての一切の判断を今期はせず、次期の理事会に検討事項として申し送ることが提案され、審議の後、承認された。

(4) その他

- ・次期への引継ぎは、担当ごとに、可能であれば文書で内容を残す形で行うことが確認された。

以上

第 20 回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告

東南アジア史学会賞選考委員会委員長
弘末 雅士

第 20 回東南アジア史学会賞選考委員会は、審査結果および審査経過を以下の通り報告する。

(1) 審査結果
授賞作該当なし

(2) 審査経過

応募作品は他薦による作品 2 点であった。選考委員会は 5 名で構成された。昨年度の申しあわせ(2021 年 5 月 29 日決定)に従って、弘末を第 20 回選考委員長に選出した。東南アジア史学会賞は「最近 3 年間」に発表された「少壮研究者の業績を顕彰すること」とされている。5 月末から 6 月上旬にかけて、メール会議にて 2 作品が審査対象となるかを審議した。2 作品のうち、1 作品(仮に作品 A とする)が博士号取得から 20 数年経過した会員による作品のため、「少壮研究者」による業績とは言えないという結論に達した。もう 1 作品(仮に作品 B とする)のみを審査対象とすることを確認した。今回の審査期間中も新型コロナウイルスの感染拡大が継続し、選考委員が集まり対面で委員会を開催することが困難であった。そのため、各委員が作品 B について個別に評価を行い、その結果を書面で委員長に提出し、それを踏まえてオンライン・ミーティングで協議を行い、最終結論を導くこととした。

6 月上旬、メール会議での意見交換を経て、委員長より各委員に評価結果とその判断理由を記す審査結果報告書の様式を送付した。評価の観点は、前回と同様、①研究課題の独創性、②関連する調査研究活動の適切性、③史資料利用の適切性、④新たな発見・知見の提示、⑤論述の明解さ、⑥作品の完成度、⑦東南アジア史学・東南アジア研究への貢献度、⑧応募作品について特記すべき事項、の 8 項目とすることにした。各項目の評価、及び、それに基づいた選

考結果と作品 B に関する全般的な講評を記入した報告書を、委員長に提出するよう依頼した。9 月 7 日までに全委員からの審査結果の報告が委員長宛てに提出された。その結果を、委員長を通じて全員で共有したうえで、9 月 17 日にオンラインにて選考委員会を開催し協議を行った。

審議においては、各委員が作品 B についての評価について説明し、活発な討議を行った。慎重に審議した結果、作品 B は東南アジア史学会賞に該当しないとの結論に達し、今回は授賞作該当なしとなった。

(3) その他

少壮研究者の定義を明確にするよう、会長に申し入れることにした。

第30期選任理事の選挙に関する報告

選挙管理委員長 岩月純一

2022年5月下旬、会長より任命された5名からなる選挙管理委員（岩月純一、大泉さやか、北川香子、高地薫、松岡昌和）が編成され、7月中旬に入って、委員の互選により岩月が委員長に選出された。選挙管理委員会は、まず東南アジア学会会則および東南アジア学会理事選出規程により、選挙方法・選挙日程を確認し、従来同様9月を選挙期間とする投票（9月26日締切、消印有効）をおこなうこととした。前例に従い、2022年8月12日までに2021年度会費（2021年以前入会者）または2022年度会費（2022年入会者）を納入した正会員が、選挙人・被選挙人（被選挙人については、会則に定める任期等の規定に抵触しない者）となるものとし、その結果、512名の選挙人を確定した。8月下旬（20日付）に、選挙人・被選挙人名簿、投票用紙などを発送した。

10月2日に東京大学駒場キャンパス駒場国際教育研究棟314号室において、選挙管理委員による開票作業をおこなった。開票日までに到着した投票封筒は160通で、うち2通は締切を過ぎたため無効、2通は二重の封筒に封入されていなかったため無効とし、有効な封筒数は156通となった。投票用紙は6名連記となっており、投票総数は936票（156通×6票＝936）となるが、有効投票数は887票、無効票6票、白票43票であった。開票の結果、上位18名を確定し、19位以下で同得票数の場合は、選挙管理委員によるくじ引きで順位を決めた。

10月3日、当選通知を電子メールで送付し、辞退者が出た場合はその都度、得票数の上位者から繰り上げ当選通知を送付した。辞退者（理事選出規程第2条4）は2名で、10月11日に以下の理事予定者18名が最終的に確定した。

第30期理事予定者（五十音順・敬称略）

青山亨 池田一人 石井正子 岩井美佐紀
太田淳 岡本正明 長田紀之 片岡樹
菊池陽子 貞好康志 菅原由美 津田浩司

長津一史 西芳実 増原綾子 丸井雅子
見市建 山本博之

第30期 理事予定者会合摘録

日時 2022年12月10日（土）12:15～13:45
場所 東京外国語大学 および Zoom オンラインミーティング（ハイブリッド）

出席 青山亨、池田一人、石井正子、伊藤友美、岩井美佐紀、岩月純一、太田淳、岡本正明*、長田紀之、小座野八光*、片岡樹、菊池陽子、佐久間香子、貞好康志、篠崎香織、菅原由美、関恒樹*、津田浩司、長津一史、西芳実、増原綾子、丸井雅子、見市建*、山本博之

（*はオンラインでの参加者4名）

欠席 なし

0. 定足数の確認

・出席者24名で定足数（16名）を満たしていることが確認された。

1. 任命理事・監事について

・長津次期会長より、会則第8条第4項にもとづく任命理事について、伊藤友美、岩月純一、小座野八光、佐久間香子、篠崎香織、関恒樹の6名の会員が候補として挙げられ、原案のとおり承認された。監事は、伊東利勝会員と小林寧子会員に依頼したことが報告され、承認された。

2. 理事の業務分担について

・長津次期会長より、理事の役割分担案が示され、提案の通り承認された。

3. 委員の任命について

・長津次期会長より、各理事が委員を選定したうえで、1月の任期開始以降、決定した委員

をメーリングリストで報告するよう要請された。ハラスメント防止委員と学術渉外担当委員については、担当理事の推挙にもとづいて候補者が議論され、順次打診を進めることが承認された。委員の選出にあたっては、会則第 11 条第 4 項「委員の再任は妨げない。ただし、連続する 2 回の任期を越えて同一の業務の担当しない」に従うことが確認された。また、会則第 10 条第 2 項に従って先の理事選挙時に被選挙人とならなかった会員も、委員の選出の対象者としなことが確認された。

4. 次回研究大会について

- ・2023 年度の研究大会はつくば大学で開催すること、具体的な開催時期などについては、1 月以降に大会担当理事が会場校の担当者と連絡をとり、調整することが確認された。

5. 30 期理事会の課題と方針

- ・長津次期会長より、第 30 期の課題と方針として、①ハラスメントがなく、若手が参加しやすい学会を目指すこと、②研究集会の活性化すること（そのために大会理事を例年より 1 人増やした）、③ポストコロナの学会運営模索の三点が示された。最後の点については、オンラインを併用しつつどのように対面を再開していくかが課題であり、たとえば、地区例会では年に 1 度くらいは対面で集まる機会を設けてほしいとの意見が表明された。
- ・研究集会について、大会や地区例会とどう差別化するかが理事予定者のあいだで議論された。たとえば、研究集会はテーマを特化させ、ラウンドテーブルやディベート、他学会との共催など多様な形式で開催することで、特徴づけることができるのではないかという意見が提示された。また、大会との区別という点では、大会には理事会や総会がともなうが、研究集会はそれらを含まずにロジ面での負担が軽いことがメリットだということが確認された。また、大会理事の 1 人を研究集会担当とするのであれば、調整のために、制度とし

て地区例会理事を兼務させることも考えて良いのではないかという意見もあった。こうした議論を踏まえて大会理事の方で素案をつくり、会期最初の理事会で改めて議論することとした。

- ・次期の課題と方針として、留学生や社会人も対象にして新規会員を開拓することも加えられないかとの意見も出され、長津次期会長がそれに同意した。

6. その他

- ・長津次期会長より、第 30 期第 1 回理事会を 3 月にオンラインで開催することが提案され、承認された。日程調整は後日メールでおこなうこととした。

2021年度東南アジア学会 会計決算報告(一般)

2021年1月1日～12月31日

I 収入の部		II 支出の部	
1 会費収入	4,220,000	1 大会開催費	440,545
(郵送希望会員郵送料を含む)		2 地区例会費	0
		3 会誌編集費	2,315,862
		4 印刷費	160,776
2 会費外収入	678,079	会報印刷費	60,533
書籍販売	291,060	名簿印刷費	100,243
広告料	80,000	5 会員管理費	473,548
利息	19	6 郵送費	0
その他	307,000	7 事務費	31,378
		8 情報化経費	6,888
		9 特別事業費	0
		理事会開催費	0
		理事選挙開催費	0
事業収入合計	4,898,079	事業支出合計	3,428,997
前年度繰越金	11,242,987	次年度繰越金	12,712,069
収入合計	16,141,066	支出合計	16,141,066

第29期会計担当理事

柿崎 一郎

印

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、誤りのないことを確認しました。

2022年 2月 29日

監事

青田 勇文

印

監事

大野 美紀子

印

2021年度東南アジア学会 会計決算報告(研究助成金)

2021年1月1日～12月31日

I 収入の部		II 支出の部	
1 利息	30	1 旅費	0
		振込料	0
		2 大会託児施設	9,824
			9,604
		振込料	220
		1～2の合計	9,824
前年度繰越金	3,416,576	次年度繰越金	3,406,782
収入合計	3,416,606	支出合計	3,416,606

第29期会計担当理事

柿崎 一郎

印

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、
誤りのないことを確認しました。

2022年 2月 24日

監事

幸田 勇文

印

監事

大野 美紀子

印

2021年度東南アジア学会 会計決算報告(研究奨励金)

2021年1月1日～12月31日

I 収入の部		II 支出の部	
1 利息	47	1 学会賞関係費	279,734
		選考委員交通費	0
		学会賞副賞	250,000
		諸雑費	29,030
		振込料	704
		その他	0
前年度繰越金	5,312,911	次年度繰越金	5,033,224
収入合計	5,312,958	支出合計	5,312,958

第29期会計担当理事

柿崎 一郎



会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、誤りのないことを確認しました。

2022年 2 月 29 日

監事

寺田 勇文 

監事

大野 美紀子 

2022. 12. 10 会員総会

2023年度東南アジア学会予算案(一般)

収入の部		
1. 会費収入		3,973,000
	一般(8,000×457)	3,656,000
	学生(5,000×57)	285,000
	郵送料(2,000×16)	32,000
2. 会費外収入		350,000
	会誌販売	300,000
	広告料	50,000
3. その他		0
収入合計(X)		4,323,000

支出の部	
I. 通常事業	
1. 大会・研究集会開催費	650,000
2. 地区例会等活動費	300,000
3. 会誌制作経費	2,300,000
4. 印刷費	160,000
会報印刷費	60,000
名簿印刷費	100,000
5. 会員管理費(業者委託)	500,000
6. 郵送費	30,000
7. 事務費	33,000
8. 情報化経費	50,000
通常事業費合計(Y)	4,023,000
II. 特別事業	
理事会開催費	300,000
特別事業費合計(Z)	300,000
支出合計(Y)+(Z)	4,323,000
収支差額(X)-(Y)-(Z)	0

第104回研究大会報告

第104回研究大会は、2022年12月10日（土）と11日（日）、土佐桂子会員（東京外国語大学）を大会準備委員長に、東京外国語大学府中キャンパスを会場校として「対面を重視したハイブリッド」形式で開催された。1日目に自由研究発表が16件あり、2日目には大会シンポジウム（一般公開）が行われた。参加者は、初日は対面107名、オンライン約70名、2日目は対面約60名、オンライン約100名であった。なお、今大会は東京外国語大学国際関係研究所との共催で実施された。

（プログラム）

12月10日（土）

自由研究発表

インド北東部マニプル州南東部チャンデル県における「ナガ」の自己定義

・・・村上 武則（東京外国語大学）

1890-1912年のイギリスによるセランゴール・クアラルンプールの華人支配に見る植民地統治の様相：華人リーダー層と植民地行政との関わりを中心として

・・・黄 穎康（創価大学）

ブミプトラの履歴書：植民地期インドネシアにみる「原住民」概念の生成とその変容

・・・加藤 剛（東洋大学）

タイの福祉社会構築における専門職ソーシャルワーカーの役割

・・・江藤 双恵（獨協大学）

ラオスの国内労働移動が小規模農民の暮らしに与える影響：中国投資のバナナ農園への出稼ぎ労働者家族の事例から

・・・東 智美（埼玉大学）

東南アジアにおけるハラール認証制度の発展と日本のハラールサービスのあり方

・・・大形 里美（九州国際大学）

宗教的規範の歴史的偶然性：マレーシアのイスラーム銀行における地域的な実践

・・・北村 秀樹（シンガポール国立大学）

タイのイスラーム カナ・カオとカナ・マイについての小考

・・・柴山 信二郎（帝京平成大学）

タイ国の中国系土地神：その中間報告

・・・片岡 樹（京都大学）

マングローブ、科学、共産党：1930年代のバクリウ省、マングローブ保留林から

・・・鈴木 伸二（近畿大学）

ジャワ医事奉公会と薬草活用委員会：学知と職能のコープテーション

・・・小林 和夫（創価大学）

ポスト・スハルト期インドネシアにおける少年司法

改革の展開：2012年少年刑事司法制度法の法案審議議事録の分析から

・・・神内 陽子（南山大学）

反メディアポピュリズムとシンガポールにおける虚偽情報・情報操作規制

・・・井原 伸浩（名古屋大学）

1920年代から1930年代後半にかけてのフィリピン・ミンダナオ島入植計画とその展開：ミンダナオ行政に関わったフィリピン人テクノクラートに注目して

・・・鈴木 伸隆（筑波大学）

フィリピンにおけるウラマーの役割：1940-60年代のマッカ留学と『回想録』を通じて

・・・丸山 実紗（拓殖大学）

1920年代ムハマディヤの組織拡大：イスラーム同盟との連携と確執

・・・小林 寧子（南山大学）

12月11日（日）

大会シンポジウム

アンソニー・リード著『世界史のなかの東南アジア』日本語版刊行記念シンポジウム「全体史を通じた総合と対話の試み—新しい通史と翻訳の問題をめぐって」

第一部：書評フォーラム「アンソニー・リード著『世界史のなかの東南アジア』を読む」

司会：蓮田隆志

趣旨説明：長田紀之

書評：飯島明子、桃木至朗、岸本美緒、杉原薫

訳者からの応答：太田淳

総合討論

第二部：ラウンドテーブル「東南アジア研究における翻訳の問題」

司会・趣旨説明：今村真央

討論者：清水展、菅原由美、

Nathan Badenoch、福富渉、

勝康裕、北村由美

〈自由研究発表要旨〉

インド北東部マニプル州南東部チャンドル県
における「ナガ」の自己定義

村上 武則 (東京外国語大学)

ミャンマーと国境を接するインド北東部マニプル州はきわめて民族構成の複雑な地域に属しており、州中央のメイテイ人を主体とする歴代の政権は北部丘陵地帯に「ナガ」系の民族が、中央盆地帯にはメイテイ人が、南部丘陵地帯に「クキ」(最近では「クキ・チン・ミゾ」と言い換えられることが多い)系の民族が分布するという大まかな3分類を取ってきた。しかしマニプル州南東部テンノウバル県、チャンドル県においてはしばしばその「ナガ」と「クキ」の境界が曖昧かつ流動的に変化していることはマニプル大学教授であった G. Kamei の *Anal, a Transborder Tribe* (1985) において既に指摘されており、すなわちこの地域には言語的には州南部に広く見られるクキ・チン系に属しながらも政治的には州北部の「ナガ」系集団と連帯し自らを「ナガ」と称する諸集団が分布している。この中でもアナール人、モヨン人、モンサン人、ラムカン人の4集団がこの地域の「ナガ」として明確なまとまりをなし、その周辺に同じクキ・チン系の内部で若干系統の異なるタラオ人、チョーテ人、およびクキ・チン系とは言語系統が異なるマリン人が同様に「ナガ」のアイデンティティをある程度の濃淡差を持って主張している。さらに旧来クキ・チン系の別の民族連合である「コムレム」に属していたアイモル人の間でも「ナガ」への帰属変更の志向が見られる。発表者は2019年、2022年にマニプル州インパール市とチャンドル県K村、P町およびその周辺域で行った調査を踏まえて、これらの諸集団の「ナガ」への接近は①州北部ウクルル県から進出してきたバプテスト派のキリスト教宣教の経緯と歴史的に密接な関係があり、「ナガ」系諸民族の影響力の強い教会組織との同盟・帰属関係

が民族的な自己定義の読み替えへと繋がっていること、さらにそれはバプテスト派プロテスタントとカトリックの間でも濃淡差が見られること、②「クキ」を自称として用いクキ・チン系諸民族の中で最も人口が多く「クキ」の盟主としてふるまうタドウ人とその近縁集団に対する緊張関係によって「クキ」に対する忌避感情が生じており、「クキ」からの圧迫と同化を避けるために州内でタドウ人と対立関係にある「ナガ」系のタンクル人との同盟関係を欲した結果であること、③特にアナール、モヨン、モンサン、(ラムカン)の言語のクキ・チン諸語内部における特異性と他集団との相互意思疎通性の低さを話者自身が「ナガ」系諸言語への近接性に求めようとするものの計3つの要因から説明が可能であることを示す。同時にこれらチャンドル県の「ナガ」を自認する人々が自集団のクキ・チン系の起源を否定しているわけではないことも明らかになり、多民族地域において特に人口の少ない少数集団が生存戦略の上で「ナガ」という民族連合の旗印をいかに巧みに利用しているかを描き出す。

1890-1912年のイギリスによるセランゴール・クアラルンプールの華人支配に見る植民地統治の様相：華人リーダー層と植民地行政との関わりを中心として

黄 穎康 (創価大学)

イギリス帝国は、経済的利益を最大の目的として、秩序の安定と自由な貿易環境を整え、効率よくかつ柔軟な統治形態で植民地統治を展開した。英領マラヤはその典型的な事例であり、自由貿易港として直轄領の海峡植民地 (Straits Settlements) と、その広大な後背地として保護領のマレー諸国 (Malay States) を有した。植民地統治の政策決定においては、海峡植民地の総督が最終決裁権を持ち、マレー諸国に派遣する行政官を指導していく形となっているため、イギ

リス政庁による華人支配に関する政策決定も同様である。

しかし、1874年に保護領となったセランゴールでは、イギリス当局は、華人リーダー層（Chinese Towkays）から華人カピタン（Kapitan China）を任命する制度に基づいて華人社会の間接支配を展開し、華人保護署（Chinese Protectorate）と華人諮問局（Chinese Advisory Board）の設立に至らなかった。この制度は1890年に華人保護署の設立をもって1902年に廃止され、その10年後の1912年に華人諮問局を設置したことを、イギリス当局による華人社会の直接支配への転換と強化として説明されたが、植民地統治と華人支配の政策決定を左右するイギリス当局と華人社会の関係について十分に検討されていない。

本報告では、19世紀末から20世紀初頭のセランゴールおよびクアラルンプールという地域を対象として、この問題に関して考察を加える。具体的には、華人リーダー層と植民地行政との関わりに焦点を当て、華人支配に対するイギリス当局の反応と意図として、以下の三つを取り上げる。まず、植民地行政の役人として任命された華人カピタンの廃止の顛末を解明し、それを切り口として華人支配の調整をもたらした植民地統治のあり方を検討する。二つ目は、イギリス当局はなぜ華人リーダー層が自ら設立した華人商務局（Chinese Chamber of Commerce）の社団登録免除の申請を許可したのかを考察する。三つ目は、植民地統治と中国政治情勢の影響によって華人リーダー層の影響力低下への対処として華人諮問局を設置した意図を分析する。

本報告はこれらの考察を通して、秩序の安定と自由な貿易環境の構築を重視する植民地として発展してきたセランゴールおよびクアラルンプールにおいて、イギリス当局は、華人カピタンを含む華人リーダー層を積極的に植民地行政に取り入れ、植民地行政と経済開発に協力関係を結ぶことによって両者の利害が一致し、彼らの社会的地位と団体を認めると同時に、その結束を利用して華人支配を固め、植民地統治の安

定を図ることがわかった。これにより、華人リーダー層の中に、植民地権力との関係を構築し、現地の法律を遵守すれば華人社会全体の利益につながるという意識が定着しつつ、イギリスの支配を受容する法治社会の構築に協力していく推進力ともなったことが言えよう。

ブミプトラの履歴書：植民地期インドネシアにみる「原住民」概念の生成とその変容

加藤 剛（東洋大学）

Bumiputera はサンスクリットからの合成語で、2つの名詞、bhumi（原義は地球）とputera（同王子）から成り、「土地の子（sons of the soil）」を意味するとされる。一般にマレー語と理解されているが、実際には植民地期インドネシアで造語された。

18世紀後半～19世紀を通じて西欧列強による植民地支配が世界的に進展する中、元々属地的に理解されていた一般名詞のnatives（英）やindigènes（仏）は、未開性を含む属人的特徴を併せ持つ「土着民」へと意味変化した。オランダ語のinlandersも土着民的意味で使われたが、英仏語とは歴史を異にする。この語が興味深いのは、蘭領東インドの法律で用いられたこと、「インドネシア語」でブミプトラ（日本語では通常「原住民」と訳されたこと、訳語がしばしば大文字で記されあたかも固有名詞のような性格を帯びるに至ったことである（これらの点に関して蘭領西インドとの比較は示唆に富む）。

1854年の統治法により、東インドの住民はヨーロッパ人、外来東洋人、原住民（属地的nativesに近いinboorlingenではなくinlandersを使用）の3階層に分類された。その後inlandersは、東インドの旧スペルでboemipoeteraと表現されるに至る。マレー語にはブミプトラに似た「anak negeri（クニの子）」があるにもかかわらず、どうしてこの語が作られ、それはいつ頃なのか。これらの問いが重要なのは、他の2「人

種」との対比で原住民が明確に名づけられ、対象化され、センサスで数えられただけでなく、法律や教育面などにおいて生きられるカテゴリーだったからである。Inlanders／ブミプトラはやがて原住民知識層を中心に蔑称と捉えられ、ナショナリストにより自称が模索され、1928 年の「青年の誓い」において「Bangsa Indonesia」が宣言された。想像の共同体「インドネシア民族」の基底には属地性と属人性を兼ね備えた「ブミプトラ」が存在したのである。

これまでブミプトラの歴史が検討されることはなかった。この語の使用は政令などにより定められたものではない。それだけに、その履歴を記すのは難しい。本発表では幾つかの傍証に基づき仮説的な論を試みる。注目するのは、19 世紀半ば以降の植民地支配の進展に伴う法の整備とマレー語の行政用語としての採用である。1870 年の農地法を例にとると、未利用の土地・森林は「無主の地」として国有化するとされ、アダット共同体の総有の土地 (ulayat) や焼畑休閑地などもその対象となった。住民の生活に多大な影響を及ぼす法律は漸次マレー語に翻訳されたと推測される。その際に口語的で本来属地的な anak negeri ではなく、法律用語に相応しい新しい言葉が求められたのではなかろうか。

現時点で確認できる boemi poetera を冠する最も古い政府刊行物は 1877 年の稲作指導パンフである。ただしこの語は直ちに一般化したわけではない。anak negeri の使用も長く続き (当初 bangsa Islam も)、boemipoetera に収斂するのは、1910 年代～20 年代の植民地国家オランダ領東インドの完成過程と思われる (一例は Inlandsche reglement [原住民規則] Stbl.1926 No.539 のマレー語訳)。これはナショナリズムの勃興期と重なる。

インドネシアでは現在この語は死語である。他方サンスクリット由来で修飾語 bumi が被修飾語 putera の前にあり、語彙的文法的にマレー語らしからぬこの語は、1910 年代に英領マラヤに伝わったと思われるが、慣用マレー語にはならなかった。しかし 60 年代以降、政治的重要性

を有する。隣接する 2 つの国で同じ語が如何にして異なる運命を辿ることになったのか。時間が許せばこの違いの背景とインドのブミプトラにも触れたい。

タイの福祉社会構築における専門職ソーシャルワーカーの役割

江藤 双恵 (獨協大学)

本報告の目的は、現代タイの地方農村における社会福祉実践に関する専門職ソーシャルワーカーの役割の重要性について考察することにある。新型コロナ禍のもと、その重要性は以前にも増して高まってきた。弱者支援に関する彼ら／彼女らの業務を福祉社会構築という文脈で理解し得ることをタイ東北部コンケン県の事例から明らかにする。

タイのソーシャルワークは、西洋的専門職ソーシャルワークと仏教ソーシャルワークに大別できる (オノパス 2018)。本報告では、農村地域の社会福祉を管轄する地方自治体 (タムボン自治体・テーサバーン・タムボン、テーサバーン・ムアン) の職員を西洋的専門職ソーシャルワーカーとして位置づけ、寺や僧侶を介して提供される社会福祉を仏教ソーシャルワークと定義する。日常生活に仏教的実践が根差しているタイ農村では、両者は断絶したものではなく、個々の支援の事例において両方の領域が重なりをもつことも多い。

2000 年代以降、地方の福祉行政は、従来のコミュニティ開発と弱者支援を統合した形で地方自治体に漸次的に移譲されてきた。地方自治体に所属する地元出身の専門職ソーシャルワーカーは、管轄領域内に居住する脆弱性を抱えた人々に関する情報を収集して自治体首長と自治体議会に提供し、適切な支援につなげる媒介者としての役割を果たすようになった。彼ら／彼女らは、地方自治体内外のネットワークを利用して個別の事情に応じた支援を構築する。困窮

当事者に代わって支援のリソースを自治体の外部の官民の福祉プログラムに求め、首長の名によって支援を提供するその役割は、自治体予算の限界を克服するためのガバナンスの一環として理解できる。

本報告で取り上げるタイ東北部コンケン県では、民間に困窮者支援を要請するムードが高まり、2018年には官民参加の貧困解消プロジェクトに県知事がイニシアチブを発揮するなど県独自の動きもある。新型コロナ禍によって困窮者支援の必要性が増大した2020年以降、コンケン県内の報告者の調査地2か所では、既存の福祉プログラムや複数の緊急支援政策による給付金などの利用が増えたのはいうまでもないが、他方で自治体内外の富裕層から自治体内極貧層への直接的な支援提供の機会が増えている。これらは、ソーシャルワーカーたちが各種ネットワークを通じて獲得したリソースであり、私的な人脈を通じた寄付もある。こうした行為は仏教的な積善と同じ文脈で促進されている。

ソーシャルワーカーを媒介とした、仏教的な共通善に支えられた福祉社会の構築と解釈可能な状況が、コロナ禍に見舞われたコンケン県の農村部に出現している。

ソパ・オノパス 2018 「タイのソーシャルワーク専門職の主張」『西洋生まれ専門職ソーシャルワークから仏教ソーシャルワークへ：仏教ソーシャルワークの探求』（郷堀ヨゼフ他編著）淑徳大学アジア国際社会福祉研究所、学文社、89-96頁。

ラオスの国内労働移動が小規模農民の暮らしに与える影響：中国投資のバナナ農園への出稼ぎ労働者家族の事例から

東 智美（埼玉大学）

本研究は、ラオス北部の中国企業の投資によるバナナ農園への出稼ぎ労働を事例に、ラオス国内の労働移動の要因と海外農業投資の影響を、小規模農民の家族関係に注目しつつ、明らかに

しようとするものである。

ラオス北部では、2010年代に中国企業による輸出用バナナ栽培事業が急速に拡大し、主要な輸出農産物となる一方で、土壌汚染・水質汚染といった環境問題や労働者の健康への影響が指摘されるようになった。こうした輸出用バナナの栽培は、これまでラオスにおける土地収奪の典型例として議論されてきた南部のゴム植林等に比べると、小規模かつ5~10年という短期の契約に基づくものが多い。一方、中国投資によるバナナ栽培事業における仲介者の役割を研究した Friis と Nielsen (2016) は、外国企業が地元の出稼ぎ者を通じて地方行政が結びついて土地取得を進めることで、小規模農民から農地を奪う大きな力となっていると指摘した。この指摘は、報告者の調査対象であるウドムサイ県の事例にも当てはまるものの、バナナ栽培事業の拡大の要因を論じるためには、「土地を奪う企業と奪われる小規模農民」という単純な構図を超え、農園に土地を貸す地権者や、農園に出稼ぎにやってくる労働者を含め、バナナ栽培事業に関わる複数のアクターの能動的な選択が、違いにどのような影響を及ぼし合っているのかを見ていく必要がある。

報告者が2019年3~4月にウドムサイ県ブン郡及びパクベン郡で行ったフィールド調査からは、農村部においても教育費や医療費のために現金収入の必要性が高まり、インフォーマルな高利金融からの借金を抱える家族が増えているなかで、企業や政府だけでなく、地権者や出稼ぎ労働者にも、事業に参加する動機があることが明らかになっている。

2022年8月、焼畑農業が主な生計手段となっているパクベン郡のG村で、バナナ農園への長期の出稼ぎの経験がある11家族にインタビュー調査を行った。G村はモン・クメール系のクム民族の村で、97家族のうち、十数家族がバナナ農園への長期の出稼ぎを経験している。現金収入手段に限られる山岳部の農村において、近隣のバナナ農園への出稼ぎ労働は、隣国タイへの出稼ぎと比較しても、合法かつ村との行き

来が容易で、家族とともに働くことができるという点で、短期的には合理的な選択肢と見做されていた。出稼ぎ労働の成果については、出稼ぎで得られた収入を元に、小売業や金融業などを始め、経済的に成功した事例がある一方で、農園での農薬の影響と見られる体調不良に伴う治療費の負担や、農園の周囲で蔓延する麻薬の服用から、家族の経済状態が悪化し、家族関係にもネガティブな影響を与えている事例が見られた。バナナ農園への出稼ぎがハイリスク・ハイリターン現金収入手段であることは認識されるようになってきているが、バナナ農園に常駐する年契約の出稼ぎによって期待した収入が得られなかった家族の方が日雇い労働の形態でバナナ農園での出稼ぎを継続する傾向にあり、日雇い労働を通じ、農薬による健康被害や麻薬の服用が、学齢期を終えた子ども世代にも拡大しつつある。

東南アジアにおけるハラール認証制度の発展と日本のハラールサービスのあり方

大形 里美 (九州国際大学)

ここ20年ほどの間に、東南アジアのムスリムたちは食に関してハラール性を意識する傾向が強まった。東南アジアのムスリム諸国は世界のハラール認証制度の発展を主導し、「ハラール・ライフスタイル」「ハラール・サプライチェーン」「ハラール・エコシステム」といった用語を用いて、世界のハラール市場で存在感を強めている。

マレーシアなどがハラール・サプライチェーンに適用しているハラール基準は、「農場から食卓まで」の全工程のハラール性を確保するため、原料、製造工程、輸送、販売、提供方法の全てにおいて交差汚染の可能性を徹底的に排除するもので、ハラール製品の製造と非ハラール製品の製造に施設の共有を認めない厳格なものとなっている。タイの HAL—Q も同様に、最先端

の科学技術を活用し、ベーシックなイスラム教義では本来求められていない非常に厳格な基準を定め、諸外国の認証機関と相互認証を締結し、厳格な基準を義務付けることで、ハラール市場における比較優位を高める戦略をとっている。そしてその非常に厳格なムスリム多数派国のハラール基準は今、日本のようなムスリム少数派国において否定的な影響を社会に生み出している。

日本においてハラール対応は、思うように普及していない。これは、本来輸出品にのみ適用されればよい厳しいハラール基準を国内のハラールサービスにも適用しなければならないとする誤った認識によってもたらされた結果である。東南アジアのムスリム諸国の厳格なハラール基準を絶対視し、ローカルな基準は「100%ハラールとは言えない」と見做す研究者らの言説が海外にも伝わり、日本のハラール認証は信頼できるのか、といった質問まで出てくる状況が生まれている。海外からのムスリム消費者の言動も原因となり、風評被害で企業の存続が危うくなると考え、産業界が萎縮してしまっている。

アルコールに関する基準への無知と誤解から、醤油、酢、みりんなどといった日本の伝統的発酵調味料のハラール性が問題にされていることも日本におけるハラール対応を阻害している。インドネシアの MUI やアメリカの IFANCA の基準では、2003 年以降、ハムル（酒）からできた酢もハラールとされている。またマレーシアやインドネシアの基準では、天然の発酵エタノールを含む食品タペなども、「飲料」でないためハラムではない。日本の発酵調味料について理解してもらうことが重要である。

今こそ、ムスリムを社会でしっかりと迎え入れ、望ましい共生社会を築いていくために、日本には、日本の文化や社会状況に応じた、過度な負担なく適用可能な独自のハラール基準が必要である。そしてその基準にはムスリム多数派国の権威ある機関による承認が必須である。これまでハラール認証制度はこれまでムスリム諸国を橋渡しする機能を果たしてきたが、これか

らは非ムスリム諸国に住むムスリムたちに罪悪感ではなく幸福感を与え、ホスト社会がムスリムと非ムスリムに食を介した交流の場を多く提供できるようなグローバル化時代にふさわしい基準こそが必要である。

宗教的規範の歴史的偶然性：マレーシアのイスラーム銀行における地域的な実践

北村 秀樹（シンガポール国立大学）

東南アジアと中東湾岸諸国間の宗教的見解の地域差や、それに由来する金融慣行の差異はこれまでのイスラーム金融研究における論点の一つであった。特に、マレーシアは東南アジアのイスラーム金融を牽引し、中東では宗教的に受け入れられなかったベイ・アル・イナというイスラーム契約を1980年代から2000年代初頭にかけて使用してきたこともあり広く注目を集めてきた。

本研究では、中東湾岸諸国と比べ宗教的に緩いと評されがちなマレーシアにおいて、かつて代表的なイスラーム契約であったベイ・アル・イナに焦点を当て、その宗教的に物議を醸すイスラーム契約がどのように、なぜ普及することになったのかという問いに取り組む。具体的には、1980年代に世界で最初にベイ・アル・イナを利用したバンク・イスラームの創業メンバー及び、宗教的認証を与えた当行の諮問委員会に参加していたシャリーア学者、利子を扱う金融機関のイスラーム金融窓口(イスラミック・ウィンドウ)でバンク・イスラームに次いで90年代にベイ・アル・イナを使用した実務家などにインタビュー調査を行った。そして、ベイ・アル・イナが普及することになった歴史過程をその過程に関わったアクターの言説をもとに追跡する。

本調査の結果、ベイ・アル・イナの普及はマレーシア固有の歴史的・神学的条件の必然の結果ではなく、むしろ偶発的な具体的事象の連続に起因すること、そして、その普及に経路依存

的なメカニズムが機能したことが明らかになった。バンク・イスラームは、その宗教的真正性を疑問視しつつも、住宅ローンのための例外的な手段としてベイ・アル・イナを限定的に利用した。そして、彼らは本契約を住宅ローンの提供のために用いることを *dharurah* (切迫した必要性) 及び *maslahah* (公共の利益) であると解釈をし、実体経済と乖離する可能性があるパーソナル・ローンには決して利用しないことを決めた。しかし、1990年代初頭にバンク・イスラームについてイスラーム銀行業を初めた3行のイスラミック・ウィンドウは、イスラーム金融に関する知識が乏しかったこともあり、バンク・イスラームの実践を言わば真似る形でその業務を開始し、ベイ・アル・イナを、バンク・イスラームが既に使用していたという理由で宗教的疑問もなく採用し、パーソナル・ローンにまで用いたのである。90年代後半までにおよそ20行の金融機関がイスラミック・ウィンドウを開設したが、彼らもまた先行するイスラミック・ウィンドウと同様にパーソナル・ローンにまでベイ・アル・イナを利用した。こうして、ベイ・アル・イナは2000年代初頭までに広く用いられるイスラーム契約となった。つまり、バンク・イスラームによる例外的手段としてのベイ・アル・イナの採用は結果的に、日々の金融取引における長期的な再生産の過程を経て本契約が普及することにつながった重要な分岐点 (*critical juncture*) となったのである。

タイのイスラーム カナ・カオとカナ・マイについての小考

柴山 信二郎（帝京平成大学）

タイのイスラーム社会において「カナ・カオ」、「カナ・マイ」と称されるグループの摩擦・対立が指摘されて久しい。カナ・カオとは古いグループを意味し、「サーイ・カオ（古い潮流）」、「コラフ（イスラーム発祥後300年以降の時代）」

とも称される。一方、カナ・マイは新しいグループを意味し、「サーイ・マイ（新しい潮流）」、「サラフ（サラフィー主義）」、「スンナ（預言者ムハンマドの言行・範例）」と称されることもある。本発表では、先行研究等の二次資料に加えて、2019 年に実施した現地調査およびタイ語関連 WEB サイトからの情報に基づき、カナ・カオとカナ・マイはどのようなグループなのか、どのような事象が摩擦・対立の対象になっているのか、また、カナ・マイはどのように変遷してきたのか、について論じる。

カナ・カオはイスラーム伝統主義とも称され、非イスラーム的とも見なされることがある地域文化・慣習を実践している人々である。一方、カナ・マイの主なグループは時代により異なり、イスラーム改革主義、イスラーム復興主義から現在ではサラフィー主義へと変遷している。その動態的な一連の様子はまさに「サーイ・マイ（新しい潮流）」の呼称に表れている。

これら新旧グループ間の摩擦・対立は「どちらが正しいイスラームか」という主張のせめぎ合いである。それは思想と実践面におけるトピックごとに観察でき、また、ムスリム庶民間で観察されることもあれば、イスラーム有識者やその学徒間で観察されることもある。そして、かつては両グループ間における摩擦だったものが、SNS などの普及により摩擦は対立へと発展し、WEB 空間においては論争や一方から他方への攻撃的な言動も見られるようになった。

そもそもカナ・マイの出現がなければカナ・カオの呼称もなく、摩擦や対立も存在しない。カナ・マイのタイへの伝播は 3 つの時期にわたって観察することができる。第 1 期は 20 世紀初期から中期に見られたエジプトのアズハル改革を機に発した中東のイスラーム改革主義の影響である。第 1 期の波は際立って定着することはなかったが、その影響は現在まで続いている。第 2 期は 1980 年代前後のタブリーグ・ジャマアートの広がりであり、都市部・農村部に浸透していった。第 3 期の波は 2000 年前後のサラフィー主義の台頭である。第 1 期・第 2 期で

はウラマーとイスラーム書・刊行物やイスラーム組織の活動がカナ・マイ思想の伝播に貢献したとことと比較すると、第 3 期の波は SNS 等の活用により、広く急速にタイのイスラーム社会に影響を及ぼしている。また、カナ・マイのタイへの第 1 期伝播には、これまでの先行研究・言説とは異なる側面を見出すことができ、中部と深南部では異なる経路が想定できる可能性も示唆できる。

*本発表内容は、科学研究費助成事業基盤研究(C)(一般)19K00084の助成による研究成果を反映しています。

タイ国の中国系土地神：その中間報告

片岡 樹（京都大学）

タイ国においてもっともポピュラーな中国系の神はおそらく本頭公と呼ばれる土地神である。これは類似の性格をもつ大伯公と同様、東南アジアで独自の発展を遂げた神々である。ではそもそも本頭公とは何なのか。またその祭祀にはいかなる地域差があるのか。それを本報告では考えたい。

この点を考察するにあたっては、まず本頭公、大伯公、さらには福德正神といった神々の異同を確認しておく必要がある。これについてはかつて 1950 年代にシンガポールの『南洋学報』誌において盛んな論争が展開された。そこでこの有力な説は、シンガポールなど島嶼部における大伯公と福德正神は同一の神であり、本頭公はそのタイ国における別名だということである。ただし子細に見てみると、この図式化はもう少し丁寧な補足説明を必要とする。これが本報告の主たる検討課題である。

この問題を考えるためには、バンコクを中心とする土地神祭祀(仮にバンコク型と呼ぶ)と、シンガポールなど島嶼部におけるそれ(仮にシンガポール型と呼ぶ)の異同を明らかにする必要がある。シンガポール型の場合、神像は中国の典型的土地公像(元宝銭を手にした白髭の老

人) がもちいられ、神名や廟名の文語表記では大伯公と福德の双方が互換的に用いられるが、対聯では「福×××／徳×××」とする表記が卓越する。いっぽうバンコク型では、本頭公はそもそも福德正神と別の神格とみなされ、本頭公の神像には多くの場合、若年の武人像が用いられる(例外は多い)。したがって神名や廟名の文語表記も本頭公であり、対聯も「本×××」「頭×××」とする表記が一般的である。

以上の説明は、シンガポール型の大伯公／福德正神崇拝とバンコク型の本頭公崇拝をあくまで別のものとして切り離しておくかぎりは非常に明確である。しかしながら、実際には本頭公＝大伯公＝福德正神とみなす重複地域が存在する。本頭公という名称はマレーシア領のペナンにまで広がっており、本頭公を大伯公／福德正神と同一視する地域の北限はラノーンから隣接するミャンマー領にまで広がっている。この両者には含まれた地域がバンコク型、シンガポール型の重複地域だということができる。

さらに事態を複雑にしているのが、土地神としての本頭公や大伯公は、その他の神格と習合する傾向が顕著である点である。大伯公の場合はダトヤトというイスラム系の(とされる)土地神と習合し、本頭公はしばしば玄天上帝、媽祖(本頭公の妻である本頭媽の場合)、寝釈迦、タイ人の武人、シヴァ神などの像をもって祀られるほか、各地におけるタイ系の土着の土地神とも習合する。さらに(大)伯公は福德正神のほか、感天大帝、南天大帝、昭帝爺、タイ系土地神などとも習合し、場合によっては本頭公とも神像を共有する。このように見てくると、タイ国とその周辺における土地神祭祀は、バンコク型、シンガポール型の理念型を両極としつつ、その中間に無数の神々が多配列的に結びつくことによって構成されていることが明らかになる。

マングローブ・科学・共産党：1930年代のバクリウ省、マングローブ保留林から

鈴木 伸二 (近畿大学)

ジェームズ・スコットの『ゾミア』ではベトナムのマングローブ地帯が彼の言う国家なき空間の一つに挙げられている。スコットが言うようにベトナム戦争中のマングローブ地帯は解放戦線の拠点となり、国家なき空間の様相を呈していた。だが、それをもってマングローブ地帯を本質主義的にゾミアと捉えてよいのだろうか。そこで本論では1940年12月にカマウのマングローブ地帯(現在のゴック・ヒエン県)で起こったポーロ・オビ(Poulo Obi、カマウ岬の沖に位置する島で現在の Hòn Khoai) 事件を取り上げ検証する。この事件は1940年にインドシナ共産党が主導し、コーチシナ各地で勃発した武装蜂起(南圻蜂起)の一つとして言及されてきた。しかし、なぜマングローブ地帯で共産主義者による武装蜂起が起こったのだろうか。それは決して、マングローブ地帯が国家なき空間であったからではない。

現在のゴック・ヒエン県でコーチシナ森林部が保留林を設置したのは1918年だった。保留林では森林部の管理のもと20年間の伐採権が民間に販売されるようになった。この伐採権を取得したのは主に華人で、彼らはマングローブを木炭やカッチの原料として使用した。そしてマングローブの伐採や炭焼きの労働者として雇われたのはベトナム人だった。1920年代に入るとマングローブ木炭はタイや香港にも輸出されるようになり、1930年代にはコーチシナで生産される木炭のほぼ全てがマングローブとなった。

また、1930年代にはフランス本国で石油に代わるエネルギー源として木炭の重要性が増した。フランスでは1920年代中頃から木炭を使ったガス化エンジンの開発が進み、1930年代に入ると政府内に森林燃料最高評議会が設けられ、森林行政を担う水・森林中央監督局で木炭の燃焼効率に関する研究が行われるようになった。イ

ンドシナでは農畜林総監部の人事や研究が 1938 年の大統領デクレで本国に従属したものになると、ガス化エンジンの燃料としてマングローブの重要性が増し、木炭の管理体制が強化された。

一方、マングローブ保留林では 1930 年末にベトナム人労働者からなる組合が結成され、1932 年 8 月にはストライキが実施された。この直後、ストライキの主導者は共産党への入党を認められ、1935 年にはタン・アン社に党支部が設立された。ポーロ・オビ事件の実働部隊を指揮することになるカントー省出身のファム・ゴック・ヒエンはこうした中で共産党員となっていた。

このようにポーロ・オビ事件は決してマングローブ地帯がゾミアであったから起こったのではない。ポーロ・オビ事件は諸事物の配置 (agencement)、マングローブを介して異なる要素がつながることで生まれたのであり、ベトナム戦争中の「解放の森」もまた新たな要素に置き換わりながら生成された諸事物の配置だったと考えるべきだろう。

ジャワ医事奉公会と薬草活用委員会：学知と職能のコープテーション

小林 和夫 (創価大学)

本発表の目的は、ジャワ医事奉公会の「原住民」医師たちがジャワ軍政にどのように関与したのかを、薬草活用委員会の調査・研究活動を中心として分析することである。本発表では、史資料として『「ジャワ」及「バリー島」兵要衛生誌』(治集団軍医部、1944)、『ジャワ医事奉公会雑誌』、『中央参議院議事録』などにおもに依拠した。

オランダ統治期から、ジャワでは「原住民」医師はきわめて少数のエリート層であり、社会的地位も職業威信も高かった。ジャワ軍政が開始されると、医療という高度の専門的職能を有する「原住民」医師の絶対的な不足は、治安の

維持や衛生の確保をめざす軍政当局にとって大きな課題となっていた。ジャワ医事奉公会は、医師・歯科医・薬剤師という特定の職能集団に構成員が限定されているが、日本占領期ジャワにおける初のインドネシア法人組織として 1943 年 8 月に結成された。

ジャワ軍政当局は、インドネシアの民族指導者や知識人たちを軍政に協力させ、彼らのもつ学知と職能を軍政に利用するコープテーションの手法をさかんに用いた。旧慣制度調査委員会、三亜運動、民衆総結集運動(プートラ)、ジャワ奉公会、参与制度、中央参議院などはコープテーションの例である。本発表では、とくに、ジャワ医事奉公会の「原住民」医師たちによる薬草委員会の調査・研究活動に焦点をあてて、学知と職能のコープテーションを考察した。

ジャワ医事奉公会の結成の背景として、治安維持を目的とする衛生の速やかな確立、陸軍の「原住民」医療関係者の結社の容認方針、南方占領地における邦人の軍政要員の不足、ジャワの戦況・経済の悪化などが指摘できる。

ジャワ医事奉公会の「原住民」医師たちによる薬草委員会の調査・研究活動—学知と職能のコープテーションから明らかになったのは以下の 4 点である。すなわち、①ジャワ医事奉公会の「原住民」医師たちの専門的な学知と職能が、ジャワ軍政の衛生行政に顕在的にも潜在的にも取り込まれたこと、②ジャワ医事奉公会の結成が、全民族参加を原則とする組織構成や奉公精神の強調や理念などの点で、日本占領期ジャワにおける大政翼賛運動の嚆矢の一つと位置づけられること。③ジャワにおける薬草活用委員会の設置が、陸軍が南方軍政に要請した「医療及医薬対策」—とくに現地で自活可能な医薬品を生産する一方針と合致していたこと、④第一海軍療品廠研究部の『東印度諸島産薬用植物に関する調査報告』(1942 年 2 月～1943 年 8 月 調査実施) や、日本学術振興会による『南方薬用植物調査報告』(1942 年 4 月～8 月 調査実施) などの成果をもとに薬草活用委員会が設置された可能性が高いこと—である。

本発表の課題として、インドネシア人医師・薬剤師たちのジャワ医事奉公会での経験が、独立揺籃期またはそれ以降にどのように引き継がれたのかを分析する必要性が求められた。

ポスト・スハルト期インドネシアにおける少年司法改革の展開：2012年少年刑事司法制度法の法案審議議事録の分析から

神内 陽子（南山大学）

ポスト・スハルト期のインドネシアで2012年7月に制定された少年刑事司法制度法（Undang-Undang Nomor 11 Tahun 2012 tentang Sistem Peradilan Pidana Anak、以下SPPA法）は、①自由の剥奪は最終手段とすべきという理念の下、少年事件の解決にダイバージョン（通常の裁判手続きからの離脱）の原則を導入したこと、そして、②そのプロセスは修復的司法（Keadilan Restoratif）に基づき、アダット（慣習）に則った意思決定法としてのムシャワラ（musyawarah、合議）を通して行われると定めたこと、に特徴がある。本法によれば、修復的司法とは「加害者、被害者、その家族、および、その他の関係者の参加の下、応報ではなく当初の状態の回復を強調しつつ、正義に則った方法での解決に向けて協同する、犯罪事件の解決法」（第1条6）である。そして、その目的の達成のために行われるムシャワラとは、「家族的な雰囲気の中で誠実に、いかなる強制もなく行われる協議のプロセス」（2015年政府規則65号第5条）と定義される。2014年7月末の法施行以降、矯正指導所（BAPAS）の職員を重要なアクターとするムシャワラを通じた修復的司法の実践と、警察／検察／裁判各段階でのダイバージョンの実施により、2013年まで60～80%台を推移していた少年事件における拘禁判決の割合が2015年以降30%台前後へ減少するなど、非行少年の処遇現場には大きな変化がもたらされた。しかし、その影響の一方で、SPPA法の立案の意図や法

案審議段階での具体的な議論の内容、さらに修復的司法の導入がもつ意味については、これまで明らかにされていない。

本報告ではSPPA法案の国会審議議事録※を分析し、第3委員会での2度の全体審議、および公聴会を含め計13回にわたる作業委員会での審議において特に焦点化された5つの論点のうち、修復的司法の導入とダイバージョンの条件に関する議論を取り上げる。委員会メンバーおよびその他の出席者の発言の検討より明らかになったのは、以下の4点である。すなわち、①SPPA法における修復的司法の導入は国連の基準を参照したものであり、これをすでに実践する他国の事例をモデルとすべきであるが、同時に、修復的司法の理念自体はインドネシア各地のアダット法社会にすでに内包されていると見なされていたこと、②それら「ローカルな知恵」を包括するものとしてムシャワラを採用することにより、個別の慣習的实践を共通の原則と目的をもつものとして国家法の中に位置づけるとともに、少年司法の国際準則を受け入れやすいものにしたこと、③アダットに基づく問題解決の実践は全体として衰退する傾向にあるとの共通認識の下、アダット社会の権威者を事件解決に関与させることにより、その権威を高め、ひいては「アダット社会制度における構造」を再興することが目指されていたこと、④この段階で政府は刑法典への修復的司法の導入を構想しており、少年事件を対象としたSPPA法が、将来的に刑事司法制度全体のパラダイム転換を図るための端緒と見なされていたこと、である。

※Risalah RUU Sistem Peradilan Pidana Anak（全573頁、2017年9月にインドネシア国会図書館にて入手）

反メディアポピュリズムとシンガポールにおける虚偽情報・情報操作規制

井原 伸浩（名古屋大学）

本研究は、シンガポールで 2019 年に成立・発効した、いわゆるフェイクニュースの規制法、「オンライン虚偽情報および情報操作防止法 (POFMA)」を、メディア・ポピュリズムの観点から検討する。POFMA は、シンガポールにおける言論や表現の自由を制限し得るかどうか、行政の権限を大幅に拡大し、自由な言論に冷え込み効果をもたらし得るとの批判を、これまで国内外から招いてきた。したがって、与党人民行動党 (PAP) の政治家や閣僚らは、同法の正当性を国民に説得する必要に迫られ続けている。本研究は、そのために POFMA の成立過程で用いられた主要な言説の一部が、反メディア・ポピュリズムで説明できると主張する。ここでいうメディア・ポピュリズムとは、ポピュリズムのイデオロギーやスタイルに見られる諸要素を、一部のメディアが用いることを指す。これを通じて主流メディアが、ポピュリストのメッセージを強化したり、あるいはそうしたメディア組織自体がポピュリズムの担い手になったりするとの議論であり、PAP は、これに反対する立場から、POFMA を正当化したのである。この主張を実証するため本研究は、メディア・ポピュリズムに関する理論的議論をまとめて説明枠組みとしたうえで、2017 年頃から始まる POFMA の成立過程を分析する。資料は、関連閣僚や政治家によるスピーチや国会等での発言、「意図的なオンラインの虚偽情報に関する特別委員会」での意見書、証言録、最終報告書、さらには新聞等の一次資料を用いる。

これを通じて、本研究は以下の点を指摘する。第一に、POFMA の制定過程では、虚偽情報の発信・拡散や情報操作がなされるにあたって、(オンラインの「新しいメディア」だけでなく、)新聞など伝統的な主流メディアの役割、現状、課題等が多く議論された。そうした議論の中には、外国人や移民に対するヘイト等、分断を生み出そうとする虚偽情報を誤って真実と報道してしまった例や、多くの外国人が株主あるいは債権者だった国内新聞が、政府に批判的な路線で報道を繰り返していたこと、さらには、広告

収入の減少に苦しむメディア産業の現状に関する指摘が含まれる。これらは、直接メディア・ポピュリズムによって引き起こされるものではないが、しばしば、伝統的な主流メディアが、ポピュリズムに積極的に関与したり、ポピュリズム的報道を行う背景になり得る要素である。

第二に、とりわけ POFMA の国会審議において、明示的に反ポピュリズムの言説が用いられたのだが、その際、主に新聞社を中心とした、メディア・ポピュリズムに対する批判が、カシヴィスワナサン・シャンムガム法務・内務相によって展開された。シャンムガムはとりわけ、「メディア王」の異名を持つルパート・マードックと、彼のメディア企業による報道のありかたや影響力を批判した。これは、メディアが報道を通じポピュリストのメッセージや活動を強化する、「メディアを通じたポピュリズム」だけでなく、伝統的な主流メディア自体が、固有にポピュリズムへ積極的に関与し、広げる「メディアによるポピュリズム」がなされているともいうべき指摘であった。

1920 年代から 1930 年代後半にかけてのフィリピン・ミンダナオ島入植計画とその展開：ミンダナオ行政に関わったフィリピン人テクノクラートに注目して

鈴木 伸隆 (筑波大学)

20 世紀前半に開始されたミンダナオ島入植計画では、国費留学生 (ペンシオナード) として米国に留学したフィリピン人が、内務省非キリスト教徒部族局に配属され、テクノクラートとしてミンダナオ行政で活躍したことは、余り知られていない。本発表では、彼らテクノクラートがミンダナオ島入植計画立案で果たした、トランスナショナルな知の受容という役割に注目し、同計画のもつれ合う展開を考察するものである。

1924 年に、非キリスト教徒部族局長であった

ホセ・サンビクトレスは、当時米国カリフォルニア州政府が実施していた入植計画を範に取った、私案「フィリピンのための入植計画」を取りまとめている。カリフォルニア入植計画のアイデアは、サンビクトレスの部下であり、同じくペンシオナードであったルドビコ・ヒドロソロが、1920年に行った米国視察を得られたものだった。私案は、1926年に下院法案1612号として立法化され、上・下院を通過したが、ウッド総督が拒否権を発動したことから、廃案となった。ポスト・ウッド期においては、ミンダナオ島の経済的停滞を憂慮したデービス総督から、サンビクトレスの入植計画構想は好意的に受け止められ、新聞でも取り上げられるほどだった。

ミンダナオ島入植計画への期待とは対照的に、「予算がない」、「野心的な計画は不要」とミンダナオ総合開発計画の遂行に抵抗したのは、ケソンやオスメニャといった実力者が名を連ねるフィリピン立法府上院だった。彼らは総督府に協力的な姿勢を示しながらも、地方交付金（ポークバレル）を削減してまで、ミンダナオ島入植を推進する必要性を感じていなかった。

しかし、コモンウェルス政府樹立前の1934年に、キリノとレクト両上院議員によるミンダナオ島入植を推進する上院法案第105号（通称、キリノ・レクト入植法）が、大きな反対もなく通過している。同法案は、サンビクトレスが一貫して主張した米国カリフォルニア州入植計画と酷似するが、その趣旨は内政問題解決（失業対策、小作問題）のためで、ミンダナオ島農業開発のためではなかった。その後、キリノ・レクト入植法は準備段階で計画を変更し、「日系人入植侵入阻止」のために、ダバオの日系人コミュニティを取り囲むような道路建設を優先することになった。

カリフォルニア起源のサンビクトレスの構想をもとにしたミンダナオ島入植計画は、1939年の国家入植事業団（コモンウェルス法第441号）の設立をもって実現したといえるが、開拓村予定地はハイデン副総督の意向が大きく反映され、

安全保障上の観点から選択された。この方針転換の背景には、フィリピン立法府議員、特に上院のミンダナオ島への無関心に加え、日系人による入植拡大を独立後フィリピンの最大の脅威とみなす米国の懸念があった。以上の分析から、ミンダナオ島入植計画が米国の介入により、農業振興から、フィリピンの安全保障対策へと結びつけられていく過程が明らかとなる。

フィリピンにおけるウラマーの役割：1940-60年代のマッカ留学と『回想録』を通じて

丸山 実紗（拓殖大学）

イスラーム人口の大半が住む南部ミンダナオ島では、一部のムスリムたちが分離と独立を求めて50年近い武装闘争を中央政府と繰り返してきた。ようやく近年になり収束の兆しが見え始め、2025年の「バンサモロ・イスラーム自治政府（BARMM）」の実現に向けた動きが具体化してきている。フィリピンのイスラーム社会の共存に関する先行研究と言えば、モロ戦争やアメリカ体制期、イスラーム自治政府、南部ミンダナオ経済開発というような政治・社会的問題関心が中心とされ、政府レベルでの国家統合に関心が置かれることがほとんどである。これらの研究の多くでムスリムの人々は、「犠牲者」として語られており、イスラーム的視点から論じたものは少ない。イスラーム社会の内部についての具体的な研究は近年において本格化してきているが、フィリピンのシャリーアやウラマーの思想を専門的に取り上げることは僅かである。

そこで本報告ではフィリピン・イスラーム社会を支えるウラマーの思想や認識に焦点を置き、その特徴を明らかにすると同時に多様な民族構成にある同社会において共存の可能性がウラマーにより築かれていることを明らかにする。

『回想録』はカイロのアズハル大学とマッカの諸学院で学んだフィリピン・ムスリムの中東留学生第一世代によるアラビア語エッセイである。

本書の出版年や発行地、発行部数は不明であるが、1958-1959 年までに刊行されたことが推定されている。編集者バドルディーンはコタバト州出身のマギンダナオ人であり、その他の留学生たちはマラナオやマギンダナオ、タウスグなど複数の言語エスニック集団からなる。フィリピンウラマーの著作物の多くは、イスラーム教義を解く規範的内容が多いが、同雑誌では著者の個人的経験や心理状態が描写されていることに特徴的がある。

論集のなかでは多様性に満ちたフィリピン・イスラーム社会を統一するにあたり、ウラマーたちが自ら率先して指導的な役割を担い、教育を中心とする諸活動に取り組む義務があることが主張されている。その意味においては論集で繰り返される「覚醒」という言葉は、後進的とされるムスリムの人々だけでなく、リーダーシップが必要とされるウラマーたちにも当てはまる重要な概念であった。また中東とイスラーム世界を超えた交流を増やすためには若者に対するイスラーム教育が重要であり、それには留学を経験したウラマーたちが知識と真理の両面において果たす役割が大きいと考えられている。このようにフィリピンのイスラーム社会に覚醒をもたらすのがウラマーの責任であり、敬虔なイスラーム層を増やすことが多様な民族の共存を可能にする一つの要因となっている。現代においても中東のさまざまな大学でフィリピンから何千人もの人々が勉学に励んでおり、帰国後に公立学校のアラビア語教師や私立のマドラサに就職している。こうした現状を踏まえても、当時の留学生らの思想に注目することはフィリピンのイスラーム社会を知る上で重要となる。

1920 年代ムハマディヤの組織拡大:イスラーム同盟との連携と確執

小林 寧子 (南山大学)

世界最大のムスリム人口を抱えるインドネシアには、植民地期から発展を続けるイスラーム団体がいくつもある。その中でも主流となるムハマディヤとナフダトゥルウラマーは、新興のイスラーム団体が続々と登場しても揺るぐことはなく、改めてその土台の強さに気づかされる。ナフダトゥルウラマーがキヤイ/ウラマー間の関係がそのまま組織化したのに対し、ムハマディヤはジョクジャカルタのカウマンから発展して全国展開した。本発表では、イスラーム団体がどのようにして運動を拡大させたかを考察するうえで重要と思われる拡大期のムハマディヤを論じる。その中で、設立者のダフランが没した 1923 年から実質的に組織を牽引する立場にあった副会長ファフロディンに注目する。ファフロディンはジャーナリスト出身で、「クロモの民」(草の根の民衆)に力をつけることに強い関心を向けていた。

1912 年に結成されたムハマディヤはその活動をジョクジャカルタ理事州内に限定されており、1910 年代はまだ小規模な団体であった。1920 年ムハマディヤは近代イスラーム政党への再編成をはかるイスラーム同盟と提携して役割を分担し、同時にジャワ・マドゥラ全域へ、さらに東インド全土へと活動範囲を広げる規約改正を行った。ファフロディンは中央イスラーム同盟本部役員としても活動し、ふたつの組織をつないだ。この提携により、中央イスラーム同盟議長のチョクロアミノトはムスリム統合の指導者として再び脚光を浴びるようになり、ムハマディヤも組織を拡大させた。

ムハマディヤが担当したのは宗教・教育部門であった。ムハマディヤが力を入れた学校建設や社会福祉は、中央イスラーム同盟が「小さい問題」として扱わずに同盟の地方支部に任せた事項であった。ムハマディヤは政府に対しては、学校への助成金を申請したり、具体的な細かい提案をしたりするなどした。小さな改善を積み重ねる方法を選んだのである。また、ムハマディヤ本部は運動の平準化および継続を図るために支部とのコミュニケーションを重視し、ファフ

ロディンなど本部役員が精力的に地方支部を巡回した。

しかし、1926年イスラーム同盟側からは地方支部がムハマディヤによって侵食されているという不満が露わになった。イスラーム同盟はイスラーム同盟党に再編されるときに、ムハマディヤ（ならびに他のイスラーム団体の）会員を組織から追放した。ムハマディヤ側の衝撃は大きく、ファフロディンは反論したが聞き入れられなかった。一方、同じ頃ムハマディヤはすでにジャワ島外にも支部を設立し始めていた。1929年2月ファフロディンは急逝したが、すでにムハマディヤはイスラーム同盟に代わって東インド最大のインドネシア人団体へと発展していった。

ムハマディヤは地道な継続性を重視する活動で組織を拡大してジャワ島とそれ以外の島々を結び、独立インドネシアの骨格を形成する一端を担った、と言える。

〈大会シンポジウム趣旨文〉

アンソニー・リード著『世界史のなかの東南アジア』日本語版刊行記念シンポジウム

「全体史を通じた総合と対話の試み：新しい通史と翻訳の問題をめぐる」

本シンポジウムは、昨年に翻訳出版されたアンソニー・リード著『世界史のなかの東南アジア』（上下巻、名古屋大学出版会、2021年）を手がかりに、東南アジアとは何か（地域としての括りが可能であるならばその特質は何か）、多様性に満ちた地域の通史をどのように総合的に描くか、地域研究において翻訳はいかなる意義をもつのか、といった諸問題について対話・議論する場を学会の内外に開くことを目的とする。

第一部は、リード通史の内容について議論する。同書はこれまでの東南アジア史研究の集大成とも呼べる包括性を帯びる一方で、従来の諸議論をリード氏が咀嚼したうえで構築した独自の論法でもって書かれているという点で独創的

かつ画期的な作品である。そして、本書の議論の根底には、他の地域から区別しうる独特の地域としての東南アジアが存在するという確信が横たわっている。リード氏によれば、東南アジアは世界にも類をみないほどの多様性を抱えながら、内部を貫く共通性ゆえにひとつの全体として捉えられる。そうした共通性は、熱帯の水域に位置するという自然環境、女性の経済的役割の大きさ、多くの人々が自律的に生きてきたという非国家性、そしてなによりも、多様性の内実がつねに更新されつつも一定範囲の包摂と総合が絶えず生み出されもするという、交差路のあり方に見いだされた。リード氏の描く東南アジアは、域内の火山噴火が地球全体の気候に影響したこと、特産の香辛料が世界史上の近世＝初期近代が始まるきっかけとなったことなど、過去の世界史に決定的な影響を与えてきた。そして現代においても、国家に過度に依存しない生き方やジェンダー間のバランス、多様性の維持という点で批評的な価値をもつ存在である。このように地域の存在を前提として、それをクリティカルなものとして主張するリード通史の内容を踏まえ、東南アジアおよび隣接地域の歴史研究に長く携わってこられた登壇者の方々による同書の書評と、フロアも含めた総合討論を通じて、学会内外でのさらなる議論を喚起したい。

第二部は、東南アジア研究における翻訳というテーマを取り上げ、ふたつの位相を論じる。第一に、東南アジアにおける翻訳という位相である。数えきれないほど多くの言語が飛び交うこの地域において、人々は内外の多様な言葉をどのように訳してきたのだろうか。また外来の文化や宗教をどのように翻訳し、現地化してきたのだろうか。リード氏はハイブリディティ、シンセシス、ヴァンキュラリゼーション、民俗語化といった概念を用いて、多様性と共通性が繰り返し生成される様子を描いたが、これらの動態や営為を「翻訳」という枠組みから捉え直すことによって、東南アジアとは何かという議論に新たな視点を提供したい。第二に、学術研究における翻訳という位相である。この

地域を調査対象とする我々研究者も日常的にさまざまな翻訳に依存し、従事している。英語のヘゲモニーが取り沙汰される今日、東南アジア諸語の文献や英文学術書を日本語に翻訳することは、学術研究ひいては社会一般にとってどのような意義をもちうるのだろうか。また、学術書や文芸作品の翻訳にはそれぞれどのような技芸が求められるのかなど、実践的な知恵も共有したい。翻訳・出版の過程は、訳者と原著者の間の、あるいは共訳の場合は訳者間での、そして出版社・編集者との密なコミュニケーションをとれないながら、複数人での共同作業として進められていく場合も多い。こうした共同作業を円滑に進めるためにも、やはり総合と対話は必要になるだろう。

(企画立案：長田紀之、太田淳、今村真央)

短報

東南アジア華人によるサイノフォン国際シンポジウムの日本開催

舛谷 鋭 (立教大学)

サイノフォン (華語語系) は中国語圏文学、特にマレーシア華語文学 (馬華文学) を主な事例として始まった「帝国」へのポストコロニアルな視角である。これをテーマに立教大学では2010年以来数年ごとに、台湾のマレーシア人を中心に東南アジア、香港、中国の作家、研究者が集い、中国語による国際シンポを開催している。22年度内の2月中開催を予定していたが、東南アジアで22年4月にほぼ終了していたコロナ規制は、東アジア、特に中国と日本では4年目に突入し、繰り延べして小規模に4月初の開催とするほかなかった。結果的に花見シーズン終わりとなり、訪日ゲストの目を楽しませることができ、新座キャンパスのゲストハウスとホール、会議室を備えた太刀川記念交流会館で「経典内外—中国語圏文学と文化国際シンポジウム」と題して3日間に渡って対面中心にオンライン聴講可能で開催した。

当初から海外研究者の求めに応じてホストを務めているが、初回は「台湾熱帯文学」4巻 (人文書院、2010-2011) 出版と重なり、日本側翻訳陣も参加した。その後は国内での日本語でも英語でもない国際シンポは国内から登壇者はもちろん、参加者を集めるにも苦勞し、今回も「サイノフォンシリーズ」4巻予定の1冊目として『華語文学の新しい風』(白水社、2022) が出版されたところだったが、告知はなかなか実らなかった。しかし、半数以上を占めた台北、クアラルンプール、ジョホール、ペラ、香港や国内滞在中の泉州など海外研究者は久しぶりの対面機会、顔を合わせての発表、質疑や合間の何気ないやりとりを楽しんでいた。

いったい台湾のマレーシア人と彼らのプレゼンスにはどのような経緯があるのか。大部ながら日本でも上下2冊で翻訳出版された陳芳明の『台湾文学史』(2011、邦訳2015) の一節「馬華文学の中国性と台湾性」は、今回の海外主催

者である、共にペラ出身の陳大為 (1969-) の詩作や鍾怡雯 (1969-) の散文を論じ「その言説を一九八〇年代以降の歴史的脈絡から引き抜いてしまったなら、台湾文学は当然、巨大な欠損部分ができるであろう。」と記す。実際、詩人であり研究者である陳と、台湾散文の代表的研究者である鍾は出自に関係なく広く中国語世界で認められた、マレーシア華人青少年にとって「文化英雄」でさえある。

前述「台湾熱帯文学」などでも翻訳紹介されることの多い李永平 (1947-2017)、黄錦樹 (1967-) らの小説家が東南アジア籍を放棄したのに対し、両氏は馬華文学読本 1、2 として『赤道形声』(2000)、『赤道回声』(2004) などを千頁以上にまとめ、出自に拘っているように見える。

30年前、本学会で五四新文学運動以来の馬華文学を紹介した際、タイ研究の老大家にスケールにおいて「朝日歌壇」と喝破されたが、今にして思えば海外からの投稿も少なくない日本の新聞の歌壇俳壇をニッポフォンと見立てた慧眼だった。こうした指摘に抗しきれないことからわかるよう、中国語非国語圏の国民国家のなかで、どうあってもサイノフォンは国民文学としてナショナリズムの構成要素とはなり難い。

日本での国際会議開催は、台湾流の日本旅行好きも動機のひとつだろうが、東南アジアからのインバウンドの日本志向も負けてはいない。国内的には報われることの少ないホスト役ではあるが、引き続き、海外研究者のための国際シンポジウムを続けていければと思っている。

《特集》

ポスト・コロナのフィールドワーク事情

ポスト・コロナの現地レポート—インドネシア現地調査より

中野真備 (人間文化研究機構・東洋大学)

2020年2月に中スラウェシ州の港町パギマナで、船乗りたちから尾鰭のついたウイルスの噂

を聞いたときには半信半疑で聞いたものだった。数日後にマカッサル市に戻ったときには国営放送が新型コロナウイルスの報道をしており、その足で帰国したまま、まさか2年以上も戻ってこれなくなるとは思もしなかった。昨年度になって少しずつ渡航・活動制限が緩和されてきたが、「ポスト・コロナ」の現地状況は「行くたびに変わる」と言っても過言ではない。入国・活動制限は細めに公式情報を追うほかないが、町や村の実際の様子は中々つかめない。本稿では、2022 年度に計約 4 ヶ月半、主にインドネシアの都市部と漁村に滞在した経験から、「ポスト・コロナ」の現地状況を簡単に報告したい。

22 年 8 月から約 4 週間（南スラウェシ州）、10 月末から約 2 週間（同）、12 月末から約 2 ヶ月半（中スラウェシ州）と、短期間に断続的に調査をおこなったが、インドネシア国内の感染症対策や活動制限はこの半年間にも変更が重ねられてきた。

インドネシア入国にあたっては、政府公式アプリ「PeduliLindungi」¹のインストールが義務付けられていた。同アプリ内の外国人ワクチン接種認証（Non-Indonesia Vaccination Verification：VNI）では、日本で接種したワクチン接種証明書をスキャンして登録することができる。3 営業日程度で認証完了通知がある人もいたと聞くが、筆者の場合は数ヶ月前から登録したものの入国時になっても認証は完了されなかった。結局、紙の英文ワクチン接種証明書を用意して入国した。さらに数ヶ月経ってからいつの間にか認証されていたが、空港や入国管理局でも現在に至るまで紙の英文ワクチン接種証明書のみを使用して差し支えなかった。22 年 8 月、ジャカルタ・スカルノハッタ国際空港から入国すると、アプリのインストールを促す QR コード付看板の周辺や検疫カウンターには多くの外国旅券所有者が密集し、通路を埋め尽くすほどすし詰めの状態だった。入国審査も長蛇の列で、到着してから空港を出るまでに 2 時間以上を要した。都市部の大型商業施設あるいは公共施設などの

出入口には入退場を記録するためアプリ専用 QR コードが設置されていたが、これもほぼ使用されていなかった。このような状態だったので、アプリはインストールしただけで 1 度も使用することはなかった。医療機関や空港、入国管理局など特定の場以外ではマスク着用を求められることはほとんどないが、タクシー運転手や観光客相手のスタッフなどはコロナ前と比べて自主的にマスクを着用する人が増えたようだった。

町の風景にも少なからぬ変化があった。マカッサルの海岸通りではファミリーカラオケやホテルが次々に閉店し、この半年ほどで新規店舗に入れ替わったところも多くあった。ただし飲食店はフードデリバリーサービスアプリが普及していることもあり、むしろ売り上げが増えたと話す店主もいた。

都市部から離れた漁村にはまた別の変化があった。この約 2 年の間、調査村の友人たちにも幾度となく連絡をとり、感染状況や漁業などの経済状況を尋ねて様子をうかがってきた。ジャカルタから移動すると約 1 日かかるこの村の住民たちは「幸いにもコロナはここまで来ていない。ここは安全で誰もマスクなどしていない」と話していた。この村にとっては、むしろ中国市場向けの海産物の輸出がストップしたことによる仲買人への影響のほうが身近で大きな話題だった。

22 年 12 月末から同村に滞在した際に保健所職員らに聞き取り調査をおこなうと、同村からは陽性者 3 名が出て、うち 1 人は隔離施設に入所のうえ死亡、残り 2 名は帰宅して名ばかりの自主隔離をしていたことが分かった。海産物の仲買人は、取引魚種や、中国にいる彼らの「ボス」によっても明暗が分かれた。リスクを分散させたり、国内流通用の一般魚で細々と取引したり、あるいは品質保証を受けて他国に直接輸出を始めたりした者たちは、大きな売り上げをあげることはなくとも何とか今日まで「tahan（耐える）」した。22 年末には、ようやくハタ

はほぼ利用されていない。

¹ 「PeduliLindungi」は 2023 年 3 月 1 日から新アプリ「SATUSEHAT」に変更されたが、実態として

などの輸出向け取引もほぼコロナ前の価格に戻ってきたという。反対に、今日までボスから買付の連絡がなく実質仕事がなくなった者や、現状に見切りをつけて副業的に漁業を始めたり、ついには廃業したりした者もいる。

こうした漁村は、都市部からは地理的に離れ、一見すると感染対策や活動制限の混乱からは遠くみえる。しかし、止まったままの中国のボスとの WhatsApp のやりとりを見返してはため息をつく仲買人たちをみると、この辺鄙な漁村と中国（市場）の関係が、国際的なコロナ状況の文脈によってむしろ浮き上がってみえるのだった。

コロナ禍とクーデター後のタイ-ミャンマー国境の町

渡辺彩加（京都大学大学院）

現地調査を通じて経験した、ミャンマーのクーデター発生後そして新型コロナウイルス規制緩和後のタイ-ミャンマー国境の町・メーソットの様子を報告する。

2020年、新型コロナウイルスが感染拡大し、現地調査に行けない状況が続いた。新型コロナウイルスが与えた影響は大きく、様々な機会が損失された。2022年になり、調査ができないと院生同士で嘆いたのを懐かしく思うほど、ようやくそれぞれがそれぞれの調査地に出発した。

私は新型コロナウイルスの影響だけではなく、もう一つの理由で2021年に予定していた研究計画を大きく変更せざるを得なくなった。ミャンマーで発生したクーデターである。当初はミャンマーで内戦による国内避難民の教育を研究する予定であった。しかし同年2月のクーデターですべてが暗転した。現地情勢は緊迫の度を増していくばかりだった。受け入れ予定先の先生からは、「ミャンマーに関心を持ち続けてくれてありがとう。でも今は来ない方がいい」とご連絡をいただいた。

指導教員の先生方と相談の上、対象国・研究対象を大きく変更し、私はミャンマーの隣国で

あるタイで現地調査をする決定をした。当時、採択内定をいただいていた奨学金では、語学証明書の提出が必要であったが、対象国を変更したためにビルマ語の証明書は無効となった。新たに急遽タイ語を勉強し、証明書を提出する必要がある。そのため、計画変更後、新たな受け入れ先との相談、visaの申請も含めさらに半年以上の時間を費やしてしまった。

そしてやっと2022年5月にタイに出発することができ、ミャンマー難民の教育に関する現地調査を開始した。5月1日から到着後の隔離が必要なくなったが、到着後5日目のATK検査やマスク着用、政府指定アプリのインストールなどは引き続き必要であった。受け入れ先のチュラロンコン大学も曜日によって研究室に来る人を決めており、Work from Homeが推奨されていた。

7月から規制緩和が始まり、屋外でのマスク着用義務などがなくなり、3年ぶりに研究科の会議が対面で行われるなど、対面での活動が活発になっていった。海外からタイへの観光客も増えていった。

2021年に予定していた研究計画を大きく変更せざるを得なくなったのは私だけではない。クーデター発生を機に、多くの人がミャンマーに入国できない状況が続いた。ミャンマーに関心がある人たちが注目し、訪れることのできる場所がタイとミャンマーの国境の町、メーソットである。ここは出稼ぎ労働者や避難民など、ミャンマー出身者が多く、そうした人々を相手にする商店や飲食店も多いため、ミャンマー語だけで完結するコミュニティが一定規模で存在する。町の中にミャンマー料理をふるまうお店がある。1階ではカレン族が作った服や鞆などの販売、難民関連の書籍の販売がされている。2階は展示会などが行われている。そこで働いているヨーロッパ出身の男性は、避難民キャンプの中で10年以上教師をしていた経歴を持つ。そのため、その店には自然と人が集まり、情報が集まってくる。その店で食事していると話しかけられたり、情報交換や議論が始まることもあった。もともとメーソットの研究をしてい

た人だけではなく、ミャンマー研究者、ジャーナリスト、クーデター後の情勢を知りたい人、クーデター前からミャンマーを支援していた団体の方々など、さまざまな国から人が集まっていた。

それらの多くの人々がメーソットに滞在していると、訪問先も重なってくる。ミャンマー移民や避難民を支援している組織にインタビューに行った際、

「今日の午前中はイギリスからの研究者が質問しにきたよ」

「他の研究者も聞きに来たけど、この質問に答えて、私たちの生活に何をもたらしてくれるの？」

「〇〇という日本人が来たけど、知り合い？」
などとよく言われる。

研究者が集まっているが故に、メーソットに拠点がある組織の人々がインタビュー疲れを起こしている。得た情報を共有できればいいが、それぞれの研究があるため情報共有できていないのが現状である。

クーデター後、多くの人々がミャンマーからタイにきている。直接戦闘の被害を受けた人もいれば、政治的な理由で逃げてきた人もいる。それぞれに抱えている生活の苦しさは少し異なり、インタビューに積極的に回答する層と隠れて暮らしている層が存在する。また、さまざまな思想の持ち主がおり、ミャンマーの政治に真剣に取り組んでいる人もいれば、無関心層もいる。

「自分の民族だけを助ける」とインタビュー中に語った人もいた。ミャンマーから多くの人々がタイにきている。それは事実であるが、その一言で括ることで見えなくなってしまう人がいる危うさを、現地でインタビューするたびに感じている。

インタビューする際にインタビューを受ける側から「何をもたらしてくれるのか」という問いが投げかけられることは少なくないだろう。特に新たに避難してきた人たちが、今直面している困難に対して具体的な解決策が欲しいのは明白である。規制緩和が進み、自由に移動できるようになった反面、ミャンマーに行くことが

できない多くの人々が向かう先は国境の町である。「クーデター後は」の語りが多様であることを認識し、向き合っていく必要を感じている。

地区活動報告

各地区例会は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、発表者の地区にこだわらずオンラインで開催し、例会運営は地区担当理事・委員が交代（または共同）で担当した。

2022年12月~2022年3月までの「オンライン例会」活動状況は以下の通りである。なお、3月例会はオンライン例会特別企画とし、学会修論・博論発表会を開催した。

12月のオンライン例会（第265回中部地区例会）

2022年12月16日（金）

松井和久氏（愛知県立大学客員研究員・元ジェトロ・アジア経済研究所主任研究員）

「新型コロナ禍の影響をインドネシア経済は克服できたのか」

※愛知県立大学公開講座「インドネシア現地経済事情講習会」と共催

3月 東南アジア学会修論・博論発表会（オンライン例会特別企画）

2023年3月21日（火）

ROOM 1 午前の部

1 [修論・提出済] 陳駿霆（大阪市立大学法学研究科法学政治学専攻修士）

「認識変化に基づく南シナ海行動規範枠組みの締結—フィリピン・ベトナム・ASEAN・中国を焦点に—」 コメント：庄司 智孝氏（防衛研究所）

2 [修論・提出済] 吉田篤史（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科東南アジア地域研究専攻）

「カンプチア人民革命党の権力構造（1979—1989）」 コメント：高橋宏明氏（中央大学）

3 [修論・提出済] 岡田龍樹（京都大学アジア・

アフリカ地域研究研究科グローバル地域研究専攻平和共生・生存基盤論講座）

「カンボジアにおける内水面養殖業の現状と課題—Preaek Phnov 地域の漁業者を事例として—」 コメント：矢倉研二郎氏（阪南大学）

4 [修論] 藤田大生（九州大学 地球社会統合科学府 修士課程）

「付加価値税により一方的デジタル課税の課題—インドネシアの事例を通して—」 コメント：水野広祐氏（インドネシア大学）

ROOM 2 午前の部

1 [修論・提出済] 中鉢夏輝（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科グローバル地域研究専攻）

「イスラーム環境倫理の理論と実践の多様性—ハリーフア概念とモスクのグリーン化事業を事例に—」 コメント：青木武信氏（千葉大学）

2 [修論・提出済] 古谷幸之輔（大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻）

「植民地期インドネシア・ナショナリズムにおける村落像の形成」 コメント：左右田直規氏（東京外国語大学）

3 [博論・提出済] 梅垣緑（一橋大学社会学研究科地球社会研究専攻博士課）

「暴力をめぐる共同体の想像力—現代インドネシアの小説家エカ・クルニアワンとその作品を通じて—」 コメント：竹下愛氏（東京外国語大学非常勤）

ROOM 1 午後の部

5 [博論・構想] 福井就（立命館大学大学院 政策科学研究科 博士課程後期課程）

「ベトナム人留学希望者に関する調査結果発表」 コメント：比留間洋一氏（静岡大学）

6 [博論・提出済] Jessadakorn Kalapong（ジェッサダコーン・ガラポン）

(京都大学アジア・アフリカ地域研究研究科東
南アジア地域研究専攻)

「Emerging Middle-Class Aspirations through
Labour Migration: An Ethnography of Thai
Technical Intern Trainees in Japan (新興中間層の
出稼ぎを通じた自己実現—日本のタイ人技能
実習生の民族誌—)」 コメント: 遠藤環氏 (埼
玉大学)

7 [博論・構想] 岡崎伸哉

(日本工業大学大学院工学研究科博士後期課
程建築デザイン学専攻)

「クメール建築の連子窓における構法の展開」
コメント: 大田省一氏 (京都工芸繊維大学)

ROOM 2 午後の部

4 [修論・提出済] 鈴木一平 (沖縄県立芸術大
学)

「琉球・沖縄のクリス—円覚寺跡出土品とギル
マール撮影品の検討—」 コメント: 俵寛司氏
(国立台湾大学)

5 [博論・提出済] 岡部政美 (IRCI-国立文化
財機構アジア太平洋無形文化遺産研究セン
ター)

「ジョクジャカルタ王宮舞踊の継承—「よき
ジャワ人」として生きる踊り手の視点から—」
コメント: 福岡まどか氏 (大阪大学)

6 [博論・提出済] 伊澤亮介 (滋賀短期大学)

「ベトナム民間劇台本『長山遺禄』所収字喃の
研究—字形の分析を中心に—」 コメント: 岩月
純一氏 (東京大学)

7 [博論・提出済] 田中あき (東京外国語大学
博士後期課程)

「仏領インドシナにおける植民地文学—ベト
ナム語作家カイ・フン (自力文団) の後期テク
ストを中心に—」 コメント: 川口健一氏 (東京
外国語大学)

会員情報

事務局より

1. 学会誌『東南アジア—歴史と文化—』の電子アーカイブ化について

1号から49号までの学会誌について、下記URLにて電子アーカイブが公開されておりますので、よろしくご利用下さい。

<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/sea/-char/ja/>

2. 会員情報の変更届について

転居や就職などで会員情報の登録内容に変更がある場合や退会する場合には、すみやかに以下の要領で変更手続きをとってください。

(1) 変更届けの提出

学会ウェブサイトを利用する場合、学会ウェブサイトの「会員登録の変更・退会届」のページで変更のある項目を入力して送信してください。電子メールを通じた届けでもかまいません。

Fax や郵便を利用する場合、次ページの「変更・退会届」をコピーして該当事項を記入し、東南アジア学会会員管理係に送付してください。

(2) 会員メーリングリストの登録アドレス変更

メールアドレスを変更した場合、上記の変更届と別に会員メーリングリスト (SEAML) に登録したメールアドレスの変更を行う必要があります。学会ウェブサイトの「東南アジア学会メーリングリストSEAML 案内」の「登録変更ページ」で旧アドレスを解除した後、新アドレスの登録を行ってください。

*退会する場合にはメーリングリストの解除も忘れずをお願いします。

3. 学会からの連絡を郵便で受け取りたい場合

本学会からの連絡は基本的にすべて会員メーリングリスト (SEAML) を通じて行っています。郵送による連絡を希望する会員は、「郵送希望書」の提出と、会費と別に郵送手数料 (年間2000円) が必要となります。

退会以外の理由でSEAMLから登録アドレスを解除する場合、「郵送希望書」を提出していただかないと学会からのお知らせが届かなくなりますのでご注意ください。郵送を希望する場合は、次ページの「郵送希望書」に必要事項を記入し、東南アジア学会会員管理係に送付してください。同じ内容が記載されていれば電子メールによる連絡も受け付けます。

*なお、郵送手数料は当該年度の会費とまとめてお支払いくださるようお願いいたします。

4. 入会手続きについて

本学会への入会には本学会の正会員1名の推薦が必要です。入会を希望する方は、学会ウ

ェブサイトから入会申込書を入手して必要事項を記入し、推薦者の署名を受けた上で、東南アジア学会会員管理係に送付してください。

5. 学会ウェブサイトについて

本学会の諸規程、研究大会案内、地区例会案内などについては学会ウェブサイトをご覧ください。なお、2018年5月より学会ウェブサイトは刷新されました。

6. 研究大会の報告者募集について

詳細は4月にお送りする研究大会予報をご覧ください。

7. 旅費の補助について

研究大会で研究報告を行う若手会員の旅費の一部を補助します。該当者は研究大会での報告が決まったら大会理事にお問い合わせください。

8. 会誌への投稿について

会誌『東南アジア 歴史と文化』への投稿を希望する方は、学会ウェブサイトにある投稿に関する諸規程をご覧ください。

9. 会費について

年会費は、一般会員8000円、学生会員5000円です。振込先は以下の通りです。

郵便振替口座00110-4-20761 東南アジア学会

なお、郵便局以外の金融機関からの振込みの場合は、以下の口座宛にご送金ください。

口座名「東南アジア学会 (トウナンアジアガックイ)」

店名「〇一九 (ゼロイチキュウ)」

店番「019」 口座種別「当座」

口座番号「0020761」

東南アジア学会事務局

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉3-2-2アジア経済研究所

長田紀之研究室

Email: jsseas@ml.rikkyo.ac.jp

URL: <http://www.jsseas.org/index.html>

会員情報係

(株) 京都通信社

〒604-0022 京都市中京区室町通御池上ル御池之町 309 番地

TEL 075-211-2340

FAX 075-231-3561

Email jsseas-db@ml.rikkyo.ac.jp

この用紙に必要な事項を記入のうえ、会員管理係に FAX または郵送でお送りください。

(学会ウェブサイトからの変更・退会届提出も可能です)

会員情報係：(株) 京都通信社 〒604-0022 京都市中京区室町通御池上ル御池之町 309 番地

Tel: 075-211-2340 Fax: 075-231-3561 E-mail: jsseas-db@ml.rikkyo.ac.jp

住所等の変更・退会届

名前：_____

下記の通り会員登録を変更します

現住所：

所属：

職名：

所属先住所：

メールアドレス：

専攻：

研究課題（追加の場合もすべて列挙してください。但し3 つまで）：

その他の変更：

退会届

年 月 日をもって東南アジア学会を退会します。

署名：

* 会費滞納者の退会は認められませんので、ご注意ください

郵送希望書

学会からの連絡は郵送にて下記の住所に送ってください。

* どちらかにチェックを入れてください。

一般会員（会費+郵送手数料=10000 円）

学生会員（会費+郵送手数料=7000 円）

名前：

あて先：

東南アジア学会会報 第 118 号
2023 年 6 月発行

発行 東南アジア学会事務局（会長 長津一史）
編集 東南アジア学会事務局（総務 長田紀之）
所在地 〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2
アジア経済研究所 長田紀之研究室
Email jsseas@ml.rikkyo.ac.jp
URL <http://www.jsseas.org/index.html>
郵便振替 00110-4-20761 東南アジア学会
